

京の環境共生推進計画の進ちょく状況について【詳細】

長期的目標について、関連する主な施策・事業をリストアップするとともに、基本施策の下に設定された環境指標の最新の実績を集計し、計画の進ちょく状況について点検した。

【進ちょく度分類の基準について】

進ちょく度は、昨年度同様に、目標値を設定している環境指標のみについて、実績値と年目標値（年次において到達すべき値）との乖離を用いて、下表の基準により分類している。

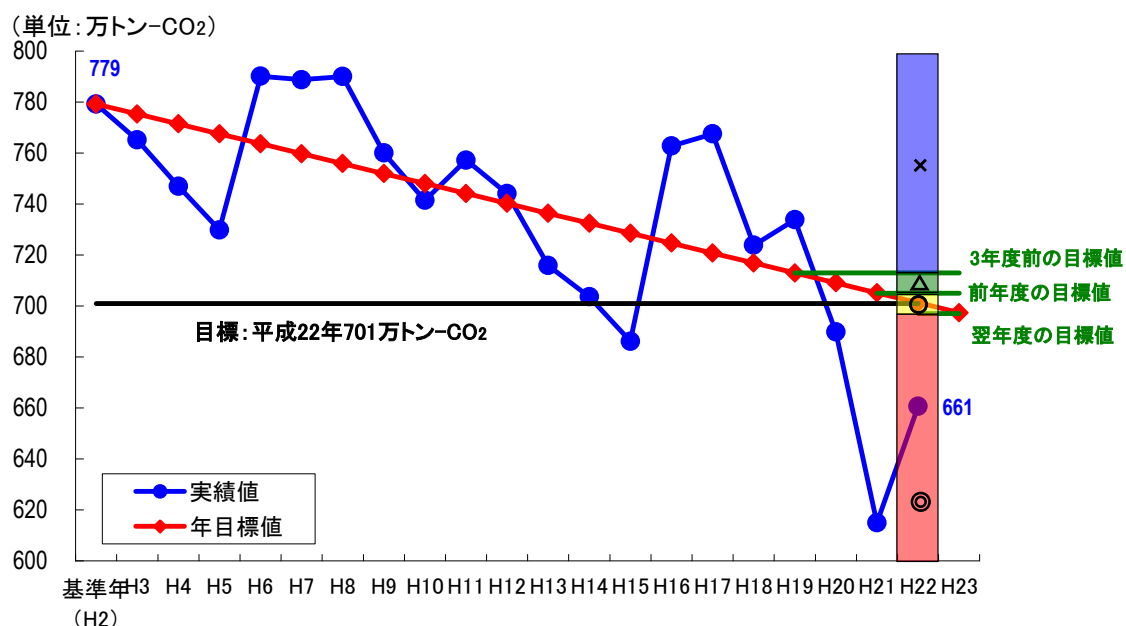
		目標値に対する実績値の評価	環境指標が市保全基準達成率である評価基準
4 段 階 分 類	◎ (進展している)	翌年度の目標値 ≤ 実績値	実績値が 80%以上
	○ (ほぼ目標どおり)	前年度の目標値 ≤ 実績値 < 翌年度の目標値	60%以上 80%未満
	△ (やや遅れている)	3年度前の目標値 ≤ 実績値 < 前年度の目標値	40%以上 60%未満
	× (大幅に遅れている)	実績値 < 3年度前の目標値	40%未満

3ページ以降の各環境指標の推移を示した表中の「指標区分」は、環境指標の方向性(ただし、長期的目標2に掲げる市保全基準達成率に係る指標については基準値を踏まえ区分)に基づき、以下のよう区分した。

- ↗ : 増加する(高くなる)ことが良い指標 ↘ : 減少することが良い指標
→ : 維持することが良い指標

【参考】 目標値に対する実績値の評価方法について

温室効果ガス総排出量は、基準年度(平成2年度)の779万トンから、目標年次(平成22年度)に701万トンに減少させることを目標(京都市地球温暖化対策条例改正前の目標)としていた。平成22年度の温室効果ガス総排出量は661万トンとなっており、翌年度の目標を上回っていることから、平成22年度の温室効果ガス排出量の進ちょく度分類は、上表により「◎」となる。



【長期的目標1】 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
地球温暖化対策の推進	【平成 23 年度の新規取組】 ・「京都市地球温暖化対策条例」(平成 22 年 10 月 12 日公布)に基づく事業者排出量削減計画書制度の実施 ・「DO YOU KYOTO?クレジット」を活用した地域や中小事業者の温室効果ガス排出量削減促進事業 ・低炭素社会実現に向けた先進的な取組を実践する低炭素のモデル地区「エコ学区」事業を実施 ・商店街街路灯の光源を水銀灯、蛍光灯からLED電球への転換を促進、支援する事業を実施 ・「歩いて楽しいまちなかゾーン(仮称)」の推進 ・「歩くまち・京都」公共交通センター(仮称)の設置 【平成 23 年度まで継続している取組】 ・低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市・京都」実現に向けた取組の実施 ・平成 20 年度から京都議定書が発効した 2005 年 2 月 16 日を記念し、毎月 16 日を「DO YOU KYOTO?デー」と定め、様々な普及啓発活動等を実施 ・特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度、事業者向け環境学習セミナー等、産業部門や民生・業務部門を対象とした対策を実施 ・環境家計簿推進事業、こどもエコライフチャレンジ推進事業等、民生・家庭部門対策を実施 ・「「歩くまち・京都」総合交通戦略」(平成 22 年 1 月策定)に係る取組の実施 ・市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入を実施 ・「京エコドライバーズ」宣言登録事業、事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等、エコドライブに係る事業を実施 ・駐輪場の整備等、自転車利用環境の整備を実施 ・平成 15 年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置助成制度等による太陽光発電の普及促進を実施 ・木質ペレットストーブ等普及促進事業など、新エネルギーの導入促進を実施
オゾン層保護対策の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・フロン類のモニタリング及び実態の把握による適正回収・処理を実施
酸性雨対策の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・酸性雨調査、酸性雨モニタリングの継続実施
国際的取組の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・「イクレイヤー持続可能性をめざす自治体協議会」への加盟、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」への参加等を通じた世界の自治体との地球温暖化対策連携事業等を実施

【環境指標の進ちょく状況】

(1)地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標 区分※1	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①温室効果ガス総排出量※1	万トン	↓	779.2 (H2)	660.7 (H22)	701 (H22)	◎	15.1% 減少
②二酸化炭素排出量※2	万トン	↓	732.1 (H2)	635.7 (H22)	—	—	13.2% 減少
産業部門	万トン	↓	194.6 (H2)	94.7 (H22)	—	—	51.3% 減少
運輸部門	万トン		197.3 (H2)	158.4 (H22)	—	—	19.7% 減少
民生・家庭部門	万トン		144.7 (H2)	161.5 (H22)	—	—	11.6% 増加
民生・業務部門※3	万トン		169.7 (H2)	199.7 (H22)	—	—	17.6% 増加
廃棄物部門	万トン		25.8 (H2)	21.5 (H22)	—	—	16.6% 減少
③市街地の緑被率※4	%	↑	35 (H17)	35 (H17)	36(H27) 37(H37)※5	—	—
④電気消費量(電灯・電力使用量)	百万 kWh	↓	8,877 (H16)	4,319 (H22)注1	—	—	—
⑤公共交通機関利用者数注2	百万人	↑	515.6 (H16)	522.8 (H22)	—	—	1.4% 増加
⑥太陽光発電設備の発電出力	千 kW	↑	8.2 (H20)	13.6 (H22)	160 (H32)	△	65.9% 増加
⑦再生可能エネルギーの導入量 (太陽光発電を除く)※6	テラ ジュール	↑	約 500 (H20)	約 500 (H20)	約 1,100 (H32)	—	—

※1. 温室効果ガス総排出量は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」に則り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)の各々の排出量を合算した量であり、それを削減する効果のある量(森林による二酸化炭素吸収量、ごみ発電と太陽光発電による余剰電力売却量等) 10.9 万トンを差し引いて算定している。

※2. 電気の使用に係る二酸化炭素排出量については、市民生活や事業活動からの排出量を反映する関西電力(株)の排出係数を用い、関西電力(株)から従来より正確な部門別の電気使用実態の情報が提供されたため、基準年度に遡って変更した。都市ガスの使用に係る二酸化炭素排出量については、実態をより正確に算定するため、都市ガスの排出係数を全国の平均的な係数から大阪ガス(株)が供給している係数へ、基準年度に遡って変更した。

※3. エネルギー転換部門は民生・業務部門に含めている。

※4. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※5. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

※6. 再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

注1 電力使用量は、特定規模需要分(電力事業の自由化対象となる大規模な需要分)を除く実績。特定規模需要分は平成 19 年度以降の数値が公表されていない。

注2 市営バス旅客数、高速鉄道旅客数、JR 市内駅乗客数、郊外電車市内駅乗客数の合計

①平成 22 年度の温室効果ガス総排出量は 661 万トンであり、基準年度^{注3}の 779 万トンから 118 万トン、15.1%減少し、改正前の京都市地球温暖化対策条例で掲げる 10%削減の目標値を達成

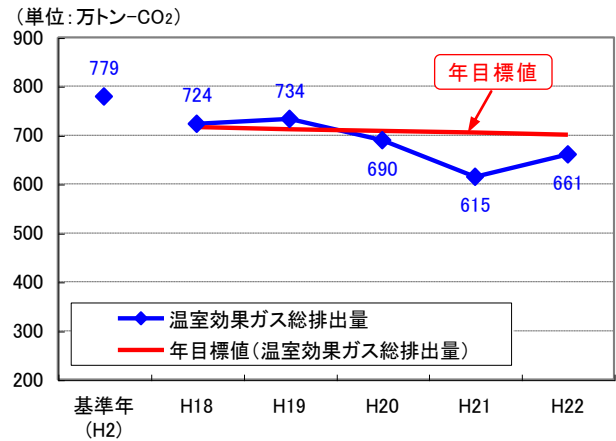


図 1.1 温室効果ガス総排出量の推移

②二酸化炭素排出量は 636 万トンであり、基準年度の 732 万トンから 96 万トン、13% 減少

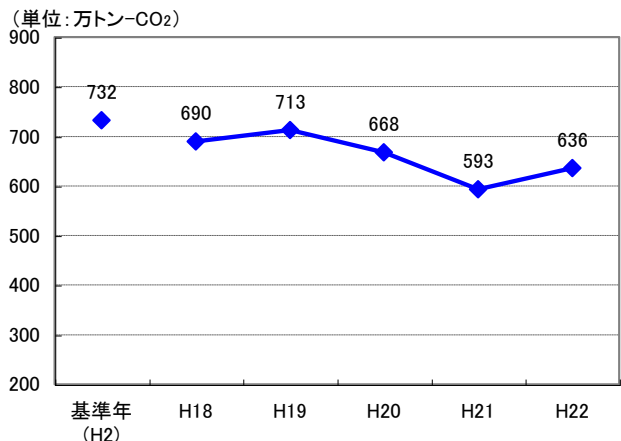


図 1.2 二酸化炭素排出量の推移

部門別二酸化炭素排出量

産業部門及び運輸部門は基準年度に対して大きく減少しているが、民生・家庭部門及び民生・業務部門は増加

(単位: 万トン-CO₂)

区分 部門	基準年度 (H2)	実績値 (H22)	基準年度に対する 増減量(増減率)
産業	194.6	94.7	-99.9(-51.3%)
運輸	197.3	158.4	-38.9(-19.7%)
民生・家庭	144.7	161.5	16.8(+11.6%)
民生・業務	169.7	199.7	29.9(+17.6%)
廃棄物	25.8	21.5	-4.3(-16.6%)

四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合があります

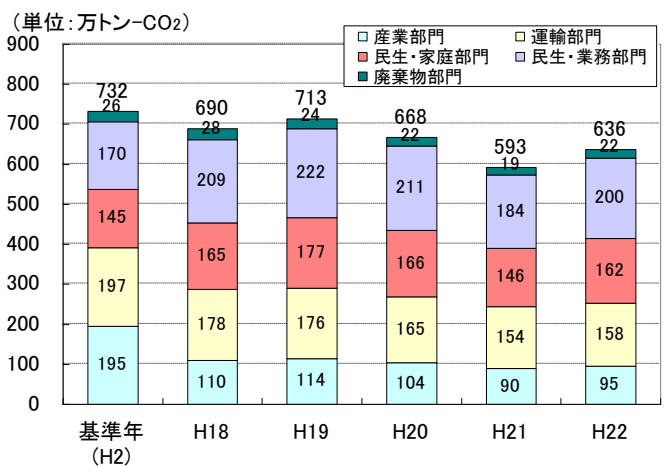


図 1.3 部門別二酸化炭素排出量の推移

【参考】関西電力(株)の排出係数について

・排出係数(単位: kg-CO₂/kWh)の改善により、民生部門等の二酸化炭素排出量が減少

基準年度(平成 2 年度) ⇒ 平成 21 年度 ⇒ 平成 22 年度
0.353 ⇒ 0.294 ⇒ 0.311

※ 原子力発電所の稼働停止等により、発電時の二酸化炭素排出量の多い火力発電所の発電比率が高くなると排出係数は悪化する。

^{注3} 二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素は平成 2 年, HFC, PFC, SF6 は平成 7 年。

③市街地の緑被率は平成 17 年度（基準年度）から測定していない。

京のみどり推進プラン（H23.5 月策定）に基づき、緑視率（人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合）を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

【参考】 公共施設における太陽光発電システム導入量

108 施設、1,334kW（いずれも平成 23 年度末）となっており、増加傾向で推移

平成 23 年度：9 施設(78kW)導入

【内訳】

左京区総合庁舎：1 施設 40kW

小・中学校舎：5 施設 33kW

その他施設：3 施設 5kW

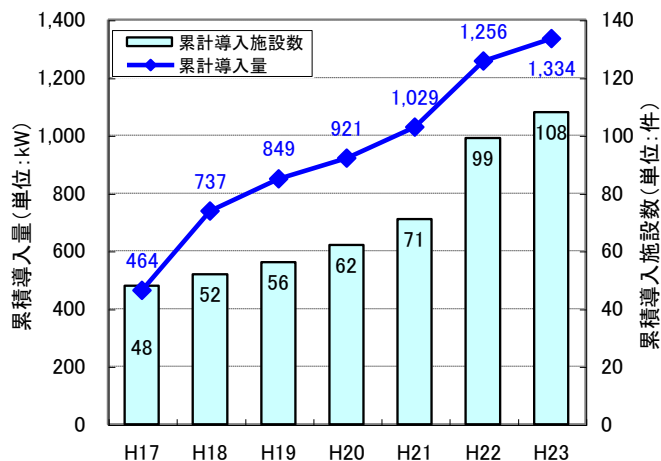


図 1.4 公共施設における太陽光発電システム導入量の推移

【参考】 住宅用太陽光発電システムの助成件数

平成 23 年度に 1,571 件（累計 3,877 件）に助成しており、前年度から約 1.7 倍増加

- ・平成 23 年度に助成した分の発電出力は 6,204kW(累計 14,028kW)

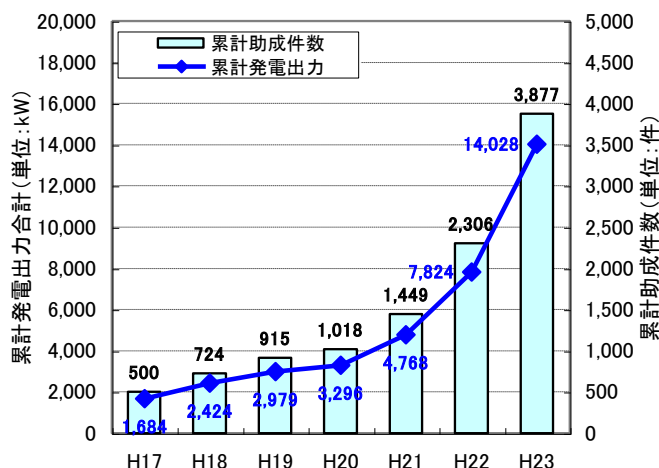


図 1.5 住宅用太陽光発電システムの助成件数及び発電出力の推移

④平成 22 年度の電気消費量は計 4,319 百万 kWh（平成 22 年度、電灯使用量 3,817 百万 kWh，電力使用量 501 百万 kWh）となっており、前年度から微増

ただし、電力使用量は平成 19 年度以降、特定規模需要（p3 注 1 参照）分を除く実績のため、平成 18 年度以前と比較できない。

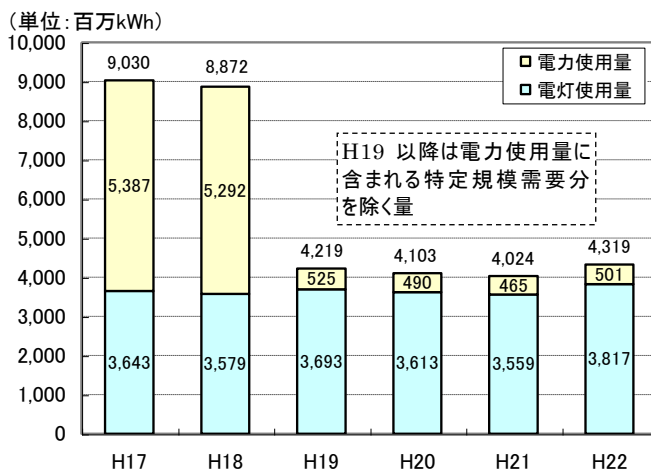


図 1.6 電気消費量（電灯・電力使用量）の推移

【参考】平成 24 年 7・8 月の京都市内における使用電力量

平成 24 年 7・8 月の使用電力量は、平成 22 年と比較して 11.7%削減

	電力量（千 kWh）		増減率	(参考)	
	平成 24 年	平成 22 年		京都支店管内	関西電力管内
家庭用	473,914	538,760	12.0%減	11.3%減	11.3%減
業務用	678,670	761,254	10.8%減	10.3%減	10.2%減
産業用	310,517	356,657	12.9%減	8.7%減	7.5%減
その他※	13,048	14,665	11.0%減	15.3%減	6.5%減
合 計	1,476,148	1,671,336	11.7%減	10.2%減	9.5%減

※その他：公衆街路灯，農事用電力，その他電力など

- ⑤平成 22 年度の公共交通機関利用者数は年間 522.8 百万人（約 143 万人／日）となっており，平成 21 年度より約 2.3 百万人（約 6 千人／日）増加

郊外電車は平成 21 年度と比較して減少したものの，市営バス，高速鉄道，JR は増加

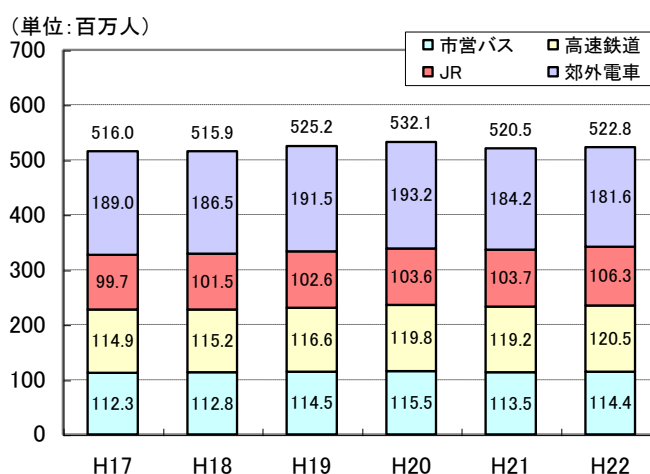


図 1.7 公共交通機関利用者数の推移

- ⑥平成 22 度の太陽光発電設備の発電出力は 13.6 千 kW となっており，基準年度から 5.4 千 kW，65.9%増加

	H20 年度 (基準年度)	H21 年度	H22 年度
太陽光発電設備の発電出力（千 kW） (対基準値比)	8.2	10.0 (22.0%増加)	13.6 (65.9%増加)

- ⑦再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電を除く）

平成 20 年度は約 500 テラジュール

約 1 万 5 千世帯の年間エネルギー使用量に相当（電気，都市ガス，LPG，灯油の使用量から算出）

(2)オゾン層保護対策の推進

表 1.2 オゾン層保護対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①フロン回収量(CFC 対象) ^{注4}	kg	↑	4,796 (H16)	176 (H23)	—	—

①フロン回収量はフロン回収・破壊法 0kg, 自動車リサイクル法 176kg の計 176kg (平成 23 年度) であり, 平成 16 年以降は減少傾向

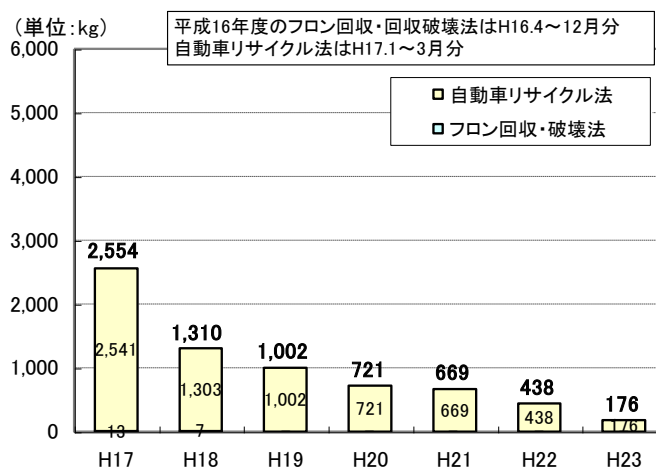


図 1.8 フロン回収量の推移

(3)酸性雨対策の推進

表 1.3 酸性雨対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①酸性雨 pH(年間平均値) ^{注5}	pH	↑	4.7 (H16)	4.7 (H23)	—	—

①平成 23 年の酸性雨 pH (年間平均値) は 4.7 となっており, 基準値と同等であり, 横ばい

なお, 平成 22 年度における全国平均の pH は 4.82 (環境省「平成 22 年度酸性雨調査結果」より) であり, 本市測定結果と同程度

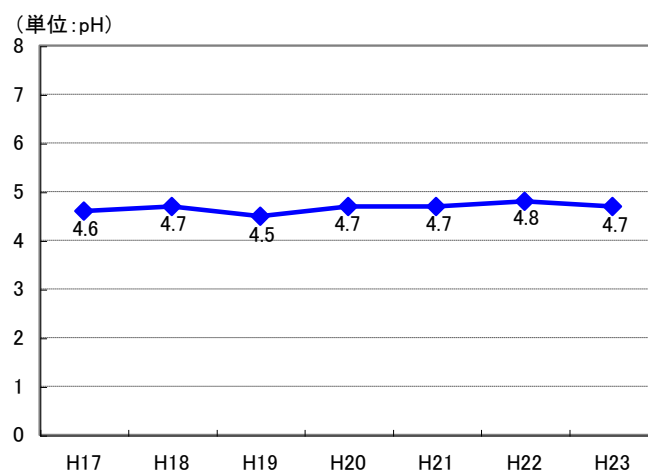


図 1.9 酸性雨 pH(年平均値)の推移

^{注4} フロン回収量は, フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の対象となるカーエアコンから回収された CFC (クロロフルオロカーボン)を集計したもの。

^{注5} 雨にはもともと大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため, やや酸性を示す。人為的汚染による SO_x, NO_x のない環境中の雨は pH5.6 程度といわれている。ただし, 自然界では火山活動により pH5 程度まで下がることもあり, 人間活動の影響により酸性化が起きているとはっきり指摘できるのは, 日本では pH5 以下の場合だといわれている。(独立行政法人国立環境研究所 H.P.「環境儀」より引用)

(4)国際的取組の推進

表 1.4 国際的取組の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①海外からの環境施設視察者数	人	▲	231 (H16)	701 (H23)	—	—	303.5% 増加

- ①平成 23 年度の京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は 701 人となっており、平成 22 年度から減少したものの、基準値（平成 16 年度）の約 3 倍に増加

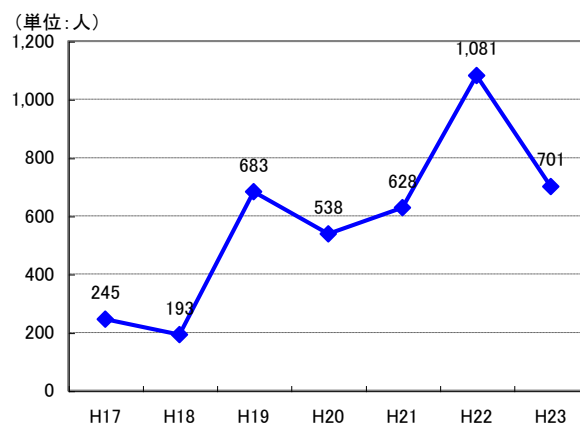


図 1.10 海外からの環境施設視察者数の推移

【長期的目標2】 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
大気環境の保全	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・大気常時監視（一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）10 局，自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）6 局），有害大気汚染物質モニタリング調査等，大気汚染対策を実施 ・京都市自動車環境対策計画（平成 23 年 8 月策定）に係る取組の実施 ・「「歩くまち・京都」総合交通戦略」（平成 22 年 1 月策定）に係る取組の実施 ・市バス，公用車への低公害車・低燃費車の導入，市バスへの DPF 装着を実施 ・「京エコドライバーズ」宣言登録事業，事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等，エコドライブに係る事業を実施 ・電気自動車の共同利用（EV カーシェアリング）事業を実施
水環境の保全	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・水質汚濁防止法に基づく河川水質・地下水質の常時監視等，水質汚濁対策を実施 ・公共下水道の整備（下水道整備の推進），下水の高度処理の推進等の生活排水対策を実施 ・流域全体を見据えた治水対策の推進，京都市水共生プランの推進等，健全な水循環の確保に向けた取組を実施 ・都市型水害の予防，歩行者のスリップ防止等に重要な役割を果たす透水性舗装整備を実施
土壌・地盤環境の保全	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・地盤沈下の状況把握のための調査を実施
生活環境の保全	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・自動車騒音・道路交通振動測定調査，一般環境騒音調査等の騒音・振動対策を実施 ・低周波測定・解析等による低周波空気振動対策を実施 ・公害の発生を未然に防止するため建築確認申請の前に公害防止対策面の確認及び指導
化学物質対策の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染状況把握のための常時監視（大気，河川水質・底質，土壌，地下水）等，ダイオキシン類対策を実施 ・微量有害化学物質による環境汚染の実態調査を実施

(1)大気環境の保全

表 2.1 大気環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標			単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進ちょく度及び 対基準値比	
①大気汚 染に係る 市保全 基準 ^{注6} 達成率	二酸化硫黄	一般局	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	—
		自排局	%		100.0 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	—
	二酸化窒素 (当分の間 ^{注7})	一般局	%	↗	70.0 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	30.0 ポイント 上昇
		自排局	%		33.3 (H16)	40.0 (H23)	100.0	△	6.7 ポイント 上昇
	一酸化炭素(自排局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	—
	浮遊粒子状 物質	一般局	%	→	100.0 (H16)	67.0 (H23)	100.0	○	33.0 ポイント 低下
		自排局	%		100.0 (H16)	60.0 (H23)	100.0	○	40.0 ポイント 低下
	光化学オキシダント (一般局)		%	↗	0.0 (H16)	0.0 (H23)	100.0	×	—
	降下ばいじん(一般局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	—
②大気汚染に係る市保全基準達成 率(ダイオキシン類) [※]			%	→	—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
③有害大 気汚染 物質に 係る市保 全基準 達成率 [※]	ベンゼン		%	→	—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
	トリクロロエチレン		%		—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン		%		—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
	ジクロロメタン		%		—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
④工場・事業場からの窒素酸化物 排出量 ^{注8}			km³N/年	↓	741 (H14)	471 (H20)	—	—	36.4% 減少
⑤大気汚染に係る苦情件数			件	↓	127 (H16)	121 (H23)	—	—	4.7% 減少

※市保全基準（平成 18 年 8 月 1 日告示）

^{注6} 京都市環境保全基準。市民の健康で快適な生活・自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の 9 項目について、京都市独自の基準を設定している。

^{注7} 大気汚染に係る市保全基準のうち、二酸化窒素については、「1 時間値の 1 日平均値 0.02ppm 以下」の基準とあわせ、当分の間の基準として「1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm 以下」が設定されている。

^{注8} 平成 8 年度以降は 3 年に 1 回、全数調査が実施されている環境省「大気環境に係る固定発生源状況調査」（3 年に 1 回は「大気汚染物質排出量総合調査」をあわせて実施）により把握。

①大気汚染に係る市保全基準達成率

□一般環境大気測定局（一般局,図 2.1）

二酸化硫黄及び降下ばいじんは全局で基準達成を継続しているが，光化学オキシダントは全局で未達成

浮遊粒子状物質の基準達成率は，平成 22 年度まで 100%であったが，黄砂の影響により，平成 23 年度は 67%に低下。

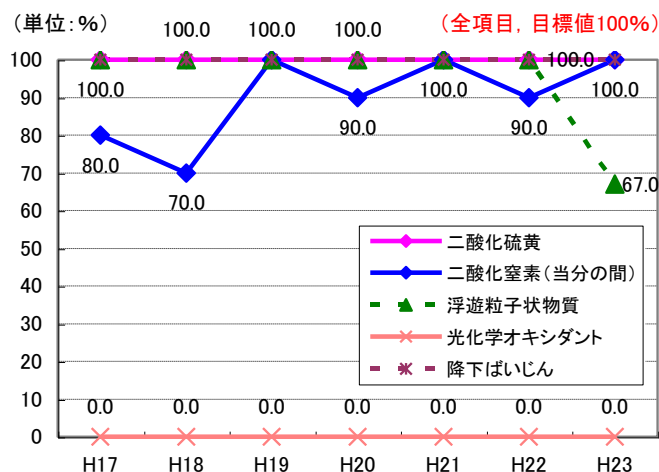


図 2.1 市保全基準達成率の推移（一般局）

□自動車排出ガス測定局（自排局,図 2.2）

二酸化硫黄及び一酸化炭素は全局で基準達成を継続

二酸化窒素の達成状況（当分の間の基準）は平成 19 年度にかけて改善していたが，それ以降悪化

浮遊粒子状物質の基準達成率は，平成 22 年度まで 100%であったが，平成 23 年度は黄砂の影響により，5 測定局のうち 2 測定局で基準を超過したため 60%に低下

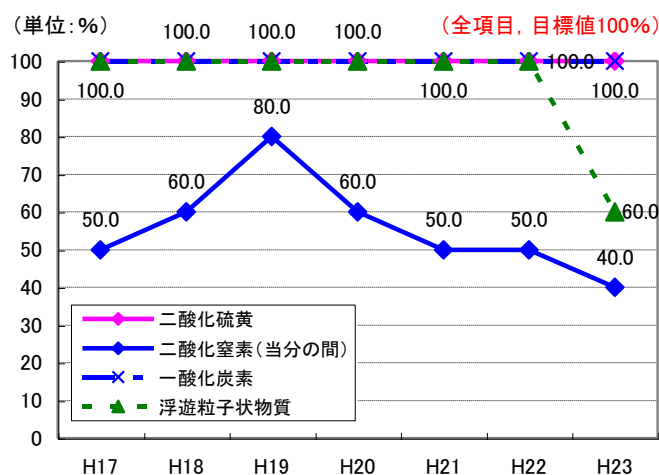


図 2.2 市保全基準達成率の推移（自排局）

②大気汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で達成

③有害大気汚染物質に係る市保全基準（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）はすべての地点で達成

④工場・事業場からの窒素酸化物排出量

【平成 23 年度報告の再掲】

平成 20 年度は 471km³N/年となっており，平成 8 年度以降大きく減少

□ 主な要因

- ・ 集計対象となる工場・事業場が減少
- ・ 窒素酸化物の排出量が多い燃料を使用する施設が減少

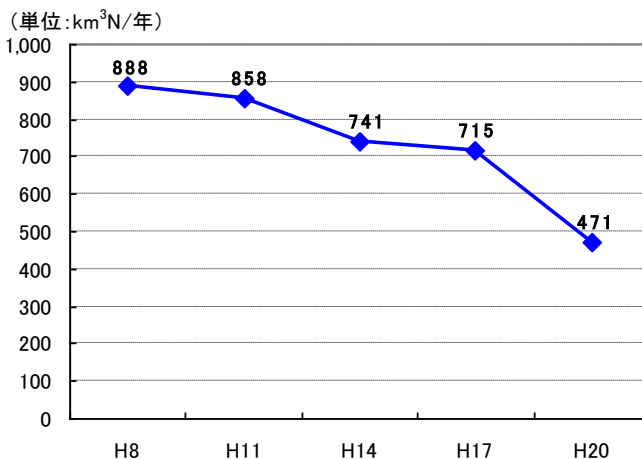


図 2.3 工場・事業場からの窒素酸化物排出量の推移

⑤平成 23 年度の大気汚染に係る苦情件数は 121 件となっており，平成 22 年度と比較して 9 件の減少

- 主な苦情発生源内訳
- ・ 野外焼却（野焼き）：53 件
 - ・ 工事・建設作業：25 件
（解体工事に伴う粉じん等）
 - ・ 施設での焼却：21 件
（工場からのばい煙等）

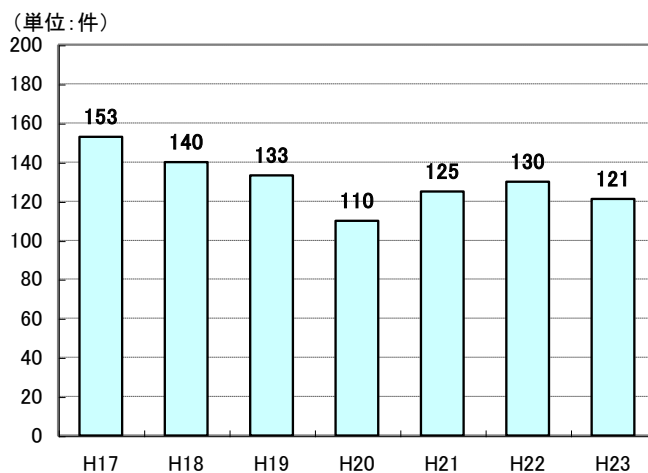


図 2.4 大気汚染に係る苦情件数の推移

(2)水環境の保全

表 2.2 水環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び対 基準値比	
①水質汚濁に係る市保全基準 達成率(BOD)		%	↗	97.1 (H16)	100.0 (H23)	100.0	◎	2.9 ポイント 上昇
②水質汚濁に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類河川水質)※		%	→	—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
③地下 水に係 る市保 全基準 達成率	1,2-ジクロロエチレン	%	↗	97.9 (H16)	97.9 (H23)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン	%		91.7 (H16)	85.4 (H23)	100.0	◎	6.3 ポイント 低下
	砒素	%		86.7 (H16)	76.5 (H23)	100.0	○	10.2 ポイント 低下
	その他の物質	%		100.0 (H16)	99.4 (H23)	100.0	◎	0.6 ポイント 低下
④地下水に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類)※		%	→	—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
⑤生活排水処理率 (公共下水道，合併処理浄化槽等)		%	↗	99.6 (H17)	99.8 (H23)	100.0	◎	0.2 ポイント 上昇
⑥透水性舗装延長		km	↗	10.1 (H16)	12.6 (H23)	10.0	◎	24.8% 増加
⑦水質汚濁に係る苦情件数		件	↘	57 (H16)	56 (H23)	—	—	1.8% 減少

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①水質汚濁の目安となる BOD の市保全基準達成率は、2 箇年連続で全地点で市保全基準を達成

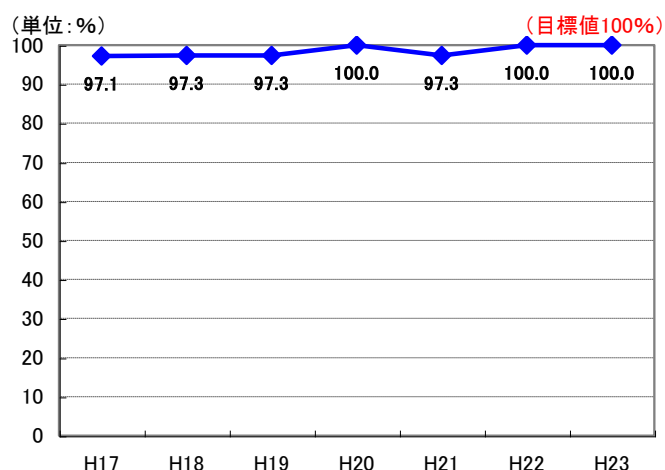


図 2.5 水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)の推移

- ②水質汚濁に係る市保全基準（ダイオキシン類河川水質）はすべての地点で達成

- ③地下水に係る市保全基準

いずれの物質についても達成率は、
ほぼ横ばい状態で推移

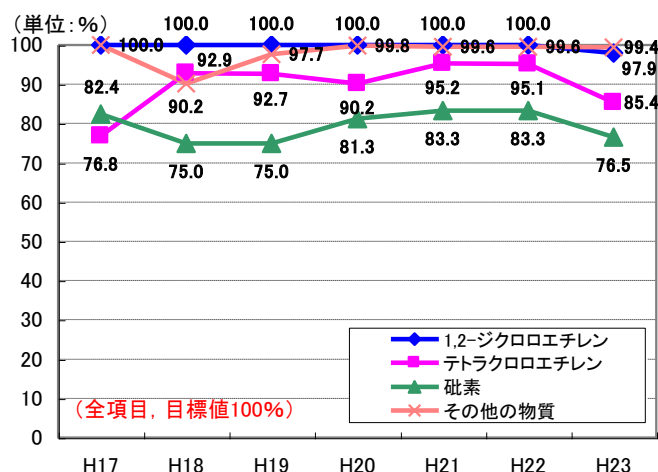


図 2.6 地下水に係る市保全基準達成率の推移

- ④地下水に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で達成

- ⑤平成 23 年度の生活排水処理率は
99.8%（公共下水道人口普及率 99.3%、
合併処理浄化槽処理人口普及率
0.5%）となっており、高い水準で推移

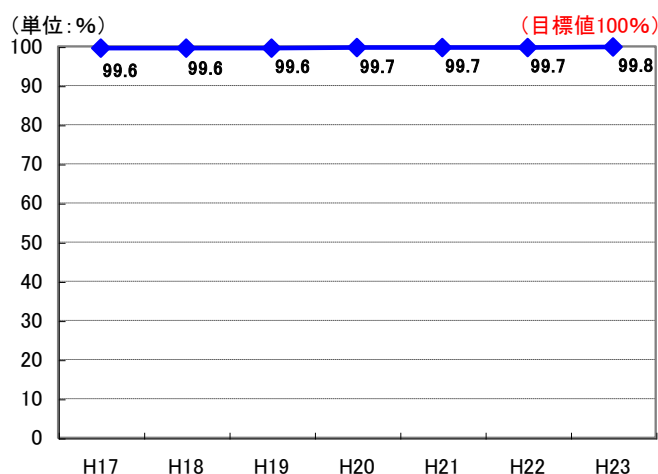


図 2.7 生活排水処理率の推移

⑥平成 23 年度の透水性舗装延長は 12.6km となっており、平成 19 年度以降、目標である 10km を 5 年連続で達成

整備場所は都市部や観光客が多い箇所を基本としている。

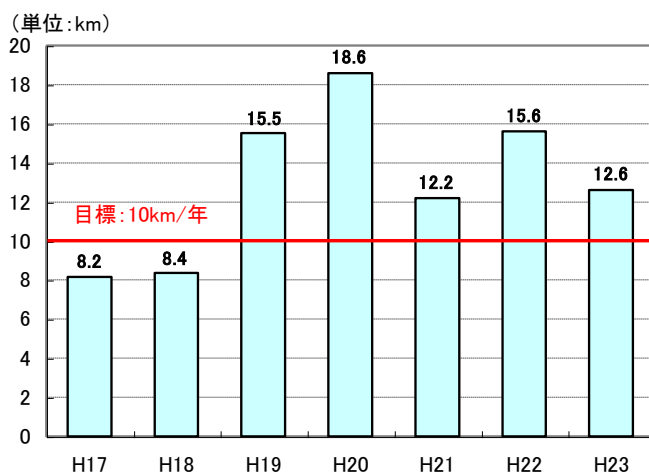


図 2.8 透水性舗装延長の推移

⑦平成 23 年度の水質汚濁に係る苦情件数は 56 件となっており、前年度から 2 件増加

□ 主な苦情発生源内訳

- ・工場等からの流出・漏洩：15 件
- ・廃棄物投棄によるもの：5 件
- ・発生源不明：24 件

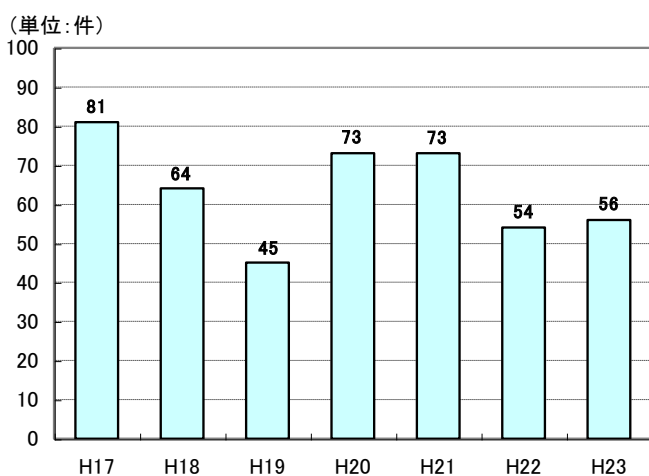


図 2.9 水質汚濁に係る苦情件数の推移

(3)土壌・地盤環境の保全

表 2.3 土壌・地盤環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び対基準値比	
①土壌汚染に係る市保全基準達成率	(件)	→	事例なし (H16)	事例なし (H23)	事例なし	◎	—
②土壌汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)*	%	↗	—	100.0 (H23)	100.0	◎	—
③土壌汚染に係る苦情件数	件	↘	2 (H16)	0 (H23)	—	—	—

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

①過去に一部の水田で工場排水からの重金属による土壌汚染がみられたが、ここ 10 年以上にわたって重大な土壌汚染問題は発生していない。

②土壌汚染に係る市保全基準(ダイオキシン類)は平成 18 年度以降 6 年連続で、すべての地点で基準を達成

③平成 23 年度の土壌汚染に係る苦情は無かった。

(4)生活環境の保全

表 2.4 生活環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①一般騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	61.1 (H16)	75.0 (H23)	100.0	○	13.9 ポイント 上昇
②自動車騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	88.2 (H16)	94.5 (H23)	100.0	◎	6.3 ポイント 上昇
③新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率 ^{注9}	%	→	66.7 (H16)	66.7 (H23)	100.0	○	—
④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H23)	—	—	—
⑤騒音・振動及び悪臭等に係る苦情件数	件	↘	329 (H16)	413 (H23)	—	—	25.5% 増加

- ①平成 23 年度の一般騒音に係る市保全基準達成率は 75.0%となっており，平成 17 年度以降良化しており，平成 20 年度実績まで改善

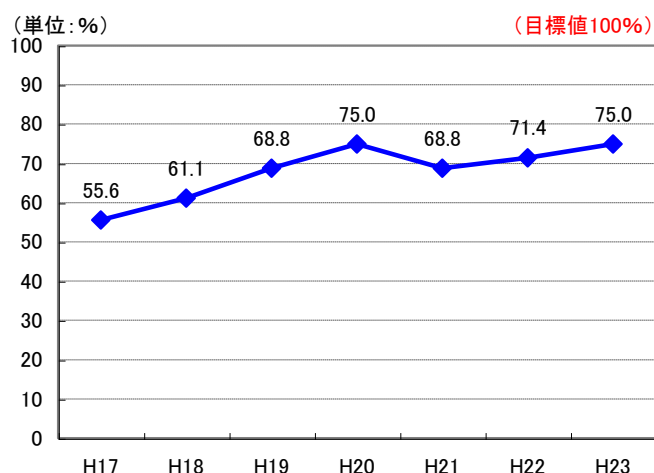


図 2.10 一般騒音に係る市保全基準達成率の推移

- ②自動車騒音に係る市保全基準達成率は 94.5%（平成 23 年度）となっており，前年度から 2 年連続で 90%を達成

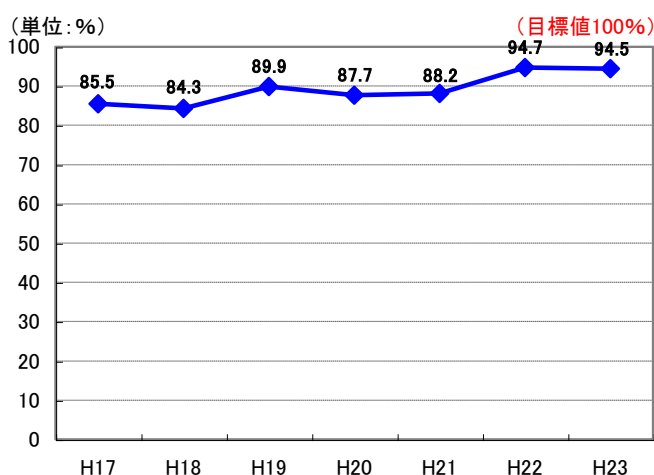


図 2.11 自動車騒音に係る市保全基準達成率の推移

注9 1測線あたり鉄道から 12.5m, 25m, 50m 離れた3地点で調査しており，5つの測線が設定されている。

- ③新幹線鉄道の騒音は，1 測線あたり
鉄道から 12.5m，25m，50m 離れた
3 地点，全 5 測線設定している。

平成 23 年度の新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率は 66.7%となっており，ほぼ横ばい

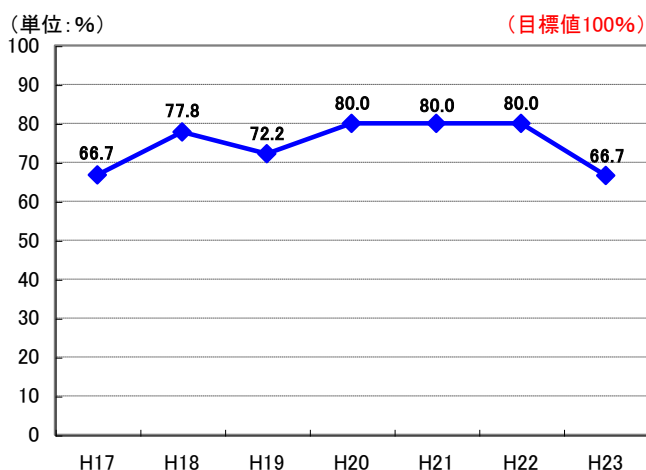


図 2.12 新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率の推移

- ④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率は，
平成 15 年度以降，100%達成を継続

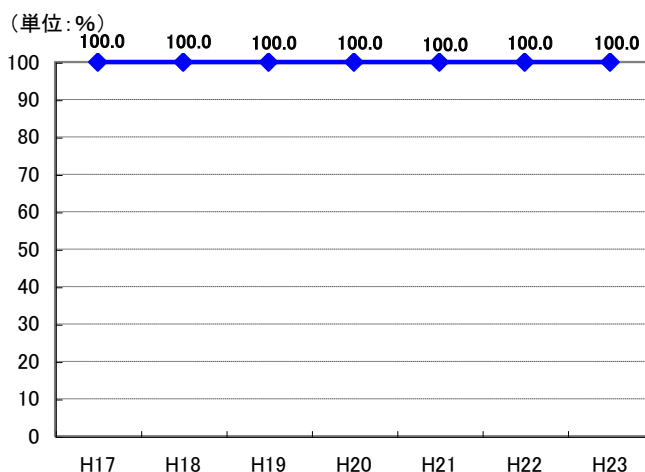


図 2.13 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の推移

- ⑤平成 23 年度の騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数は，各々230 件，16 件，
167 件

合計件数は平成 22 年度より 7 件増加し，413 件となっており，2 箇年続けて 400 件を超過（内訳等については次頁参照）

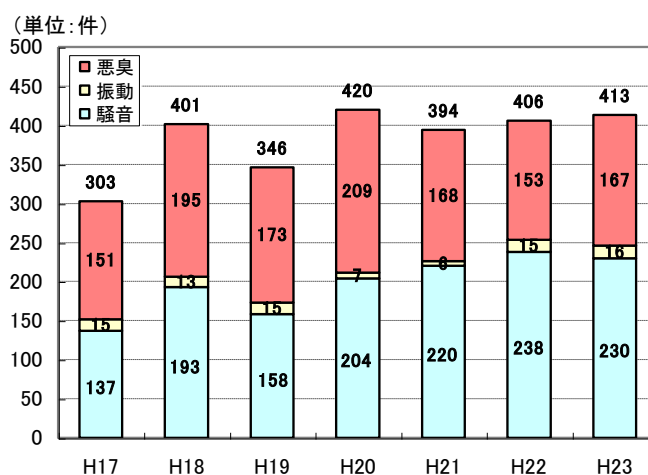


図 2.14 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数の推移

【参考】公害苦情件数の推移

- ・平成 23 年度の公害苦情件数は 598 件となっており、近年は年間 600 件前後で推移
- ・公害種別にみると、騒音が 230 件と最も多く、次いで悪臭 167 件、大気汚染 121 件の順
- ・苦情の解決に向けて、より迅速で丁寧な対応を行うため、平成 22 年 4 月に、各区役所で実施していた公害苦情処理を市内 2 箇所の環境共生センターに集約し、その結果、苦情の受付から初動調査までを 3 日以内に行った割合が前年度の 90.8%から 91.8%に改善
- ・平成 23 年度の立入調査等現場への実出勤延べ回数は 1,324 回

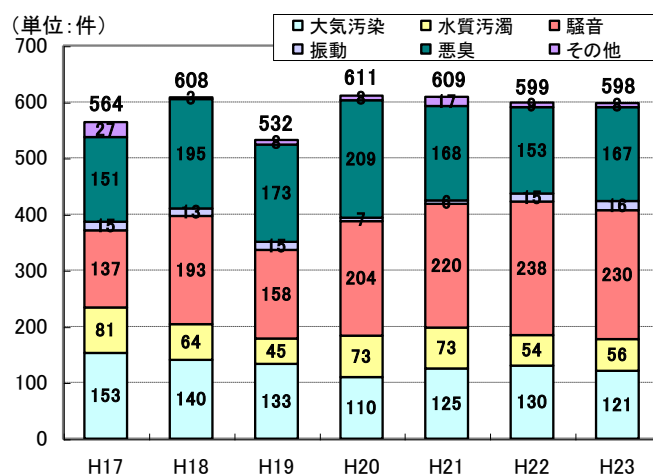


図 2.15 公害苦情件数の推移

【初動調査までの日数】

単位: 件数, () 内は割合

	平成 22 年度	平成 23 年度
当日	369 (61.6)	397 (66.4)
3 日以内 (当日を除く)	175 (29.2)	152 (25.4)
4 日以上	55 (9.2)	49 (8.2)
合計	599 (100)	598 (100)

【参考】騒音及び悪臭苦情の発生源内訳

- ・騒音苦情としては、「建設・解体工事」に伴う騒音が最も多く、次いで飲食店等からのカラオケ騒音、音響機器の騒音等の「近隣騒音」となっている。
- ・悪臭苦情としては、自動車製造業、食品製造業等の「工場等の操業」に伴う悪臭が最も多く、次いで浄化槽等の「生活関連」の悪臭となっている。

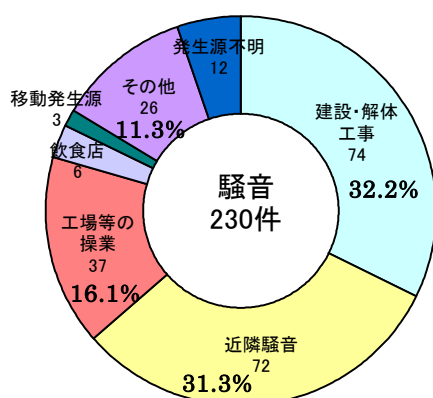


図 2.16 騒音苦情の内訳

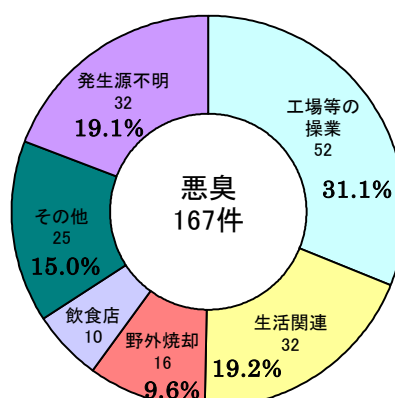


図 2.17 悪臭苦情の内訳

(5)化学物質対策の推進

表 2.5 化学物質対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①有害化学物質届出排出・移動量	トン	↓	2,563 (H16)	1,332 (H22)	—	— 48.0% 減少

①平成 22 年度の有害化学物質届出排出・移動量は 1,332 トン（平成 22 年度）となっており，基準年度（平成 16 年度）から半減

- ・ 排出量(721 トン)の内訳
大気への排出量 640 トン(89%)
公共用水域への排出 81 トン(11%)
- ・ 移動量(611 トン)の内訳
廃棄物としての移動量 469 トン(77%)
下水道への移動量 142 トン(23%)

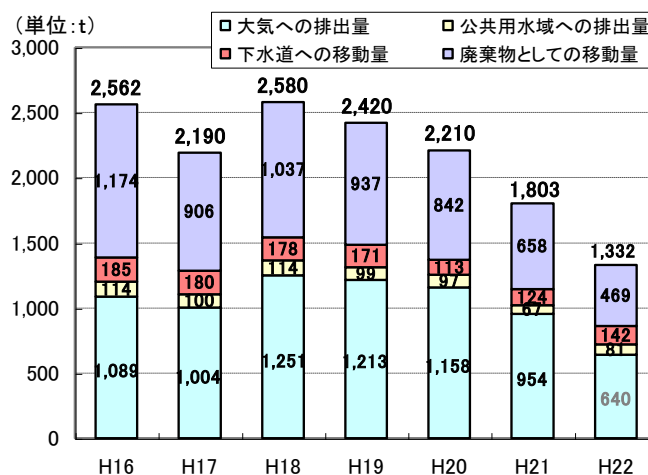


図 2.18 有害化学物質届出排出・移動量の推移

【長期的目標3】 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
自然環境の保全	【平成 23 年度の新規取組】 ・市民の生物多様性に対する関心を高め、その保全の重要性を啓発していく「身近な自然度調査」を実施 ・ナラ枯れ被害跡地を復旧するとともに、災害に強く、四季の彩りを感じさせる京都三山へと再生するため「四季・彩りの森復活プロジェクト」を実施 【平成 23 年度まで継続している取組】 ・「京都市森林整備計画」に基づく地域特性に合った総合的・計画的かつ多様な森づくり、市所有森林の必要な森林整備や管理 ・林業の担い手確保を目的に、林業研究会の後継者活動や林業労働者の長期就労促進のための長期事業に対する助成 ・森林の二酸化炭素吸収機能を活性化し、森林資源を有効利用するため、森の力活性・利用対策事業を実施 ・風致地区や自然風景保全地区等における規制指導 ・旬の地場野菜の消費拡大、生産・流通面での環境負荷軽減を目的に、京の旬野菜推奨事業を実施 ・京北森林公園や「合併記念の森」、山村都市交流の森等を活用した自然とのふれあいの確保を推進 ・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、これからの森林景観づくりの方向性などを広く市民や事業者、森林所有者等に周知し、浸透するため、シンポジウム等を開催。
快適環境の確保	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・「京都市緑の基本計画」に基づき、緑あふれる良好な生活環境の整備（京のまちなか緑化助成事業、指定保存樹等の巡回調査、スポンサー花壇等） ・都市及び都市近郊における緑地保全事業（街路樹整備等）及び都市公園整備事業を実施 ・史跡、名勝及び天然記念物などの市所有史跡等の管理、伝統行事の助成等を実施 ・三方の山並みや山裾等、伝統的な町並み等を保存するため、古都保存事業や伝統的建造物群保存等事業を実施 ・市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、京都市景観・まちづくりセンターを運営 ・市民が身近にふれあうことのできる河川空間の整備

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 自然環境の保全

表 3.1 自然環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比
①森林面積	ha	→	40,744 (H16)	61,025 (H22)	—	— 49.8% 増加
②森林保育・造林面積 ^{注10}	ha	↗	928 (H16)	925 (H22)	—	— 0.3% 減少
③耕地面積	ha	↗	2,805 (H16)	3,224 (H22)	—	— 14.9% 増加
④鳥獣保護区数	箇所	→	13 (H16)	14 (H22)	—	— 7.7% 増加
⑤自然体験学習の場利用者数 ^{注11}	人	↗	148,006 (H16)	145,161 (H23)	—	— 1.9% 減少

①平成 22 年度の森林面積は 61,025ha となっており、旧京北町の合併後は横ばい

【森林面積の内訳】

地域森林計画対象の天然林が 56.2% (約 3.4 万 ha)
人工林が 39.4% (約 2.4 万 ha)

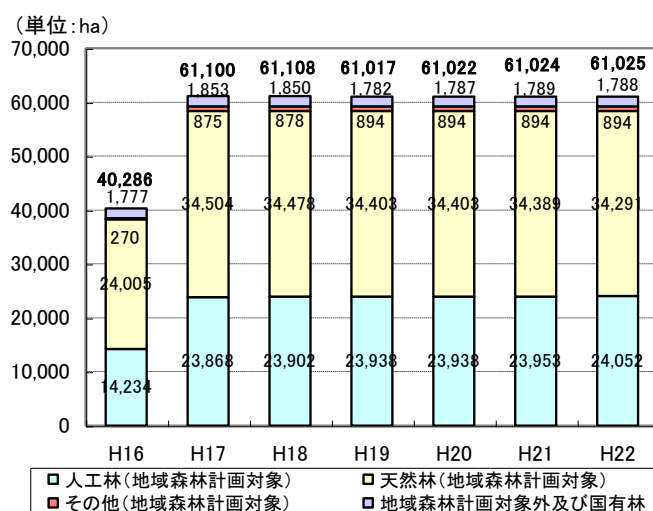


図 3.1 森林面積の推移

②平成 22 年度の森林保育面積は 870ha、造林面積は 55ha、計 925ha となっており、前年度より 182ha の減少。

京都市特定間伐等促進計画(平成 20 年 11 月策定)に基づく「森の力活性・利用対策」事業により、広範囲で間伐を中心とした整備を実施(平成 21 年度から 4 箇年の事業)

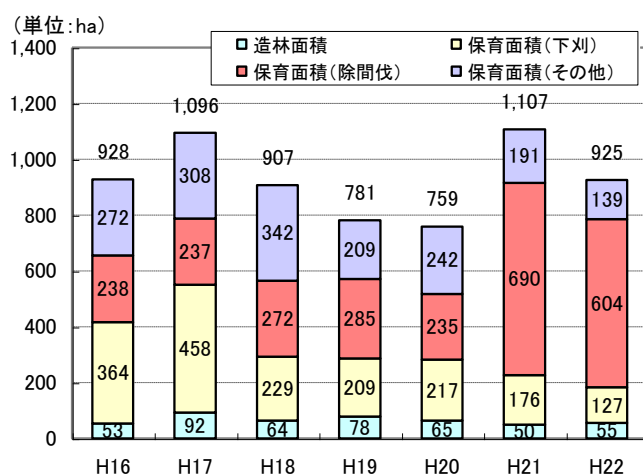


図 3.2 森林保育・造林面積の推移

^{注10} 下刈, 雪起し, 除間伐, 枝打ち, むき刈, 改良, クマ剥ぎ防止テープ巻き(平成 17 年度から集計)の森林保育面積と, 造林面積の合計。

^{注11} 野外教育センター花背山の家, 野外教育センター奥志摩みさきの家, 静原キャンプ場, 野外教育施設やましの家, 京都市日野野外活動施設, 京北山国の家, 区役所等の取組の利用者数(延べ人数)の合計。

【参考】市内木材市場における平均単価及び林業従業者数の推移

- ・ 森林面積や森林保育・造林面積が大きく伸びなかったのは、木材価格の低迷や林業労働者の高齢化等が要因と考えられる。

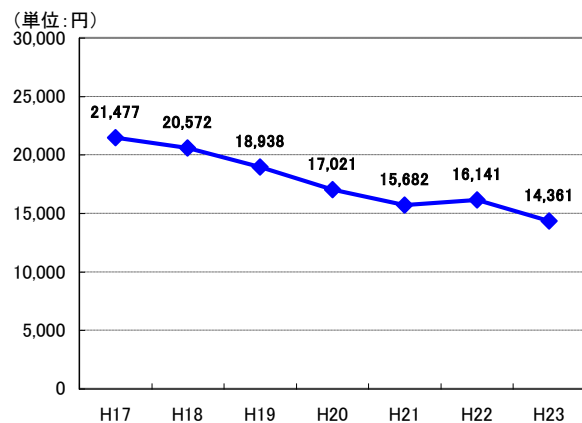


図 3.3 市内木材市場における平均単価の推移

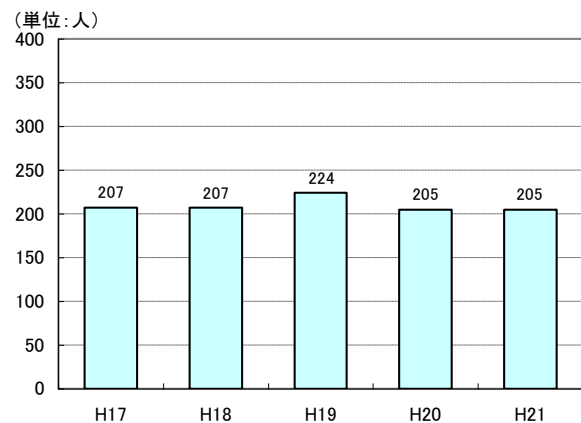


図 3.4 林業従業者数の推移

林業担い手対策事業において、林業後継者活動や林業労働者の長期就労の促進のために実施する事業に対して助成を行っている。

これにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図る。

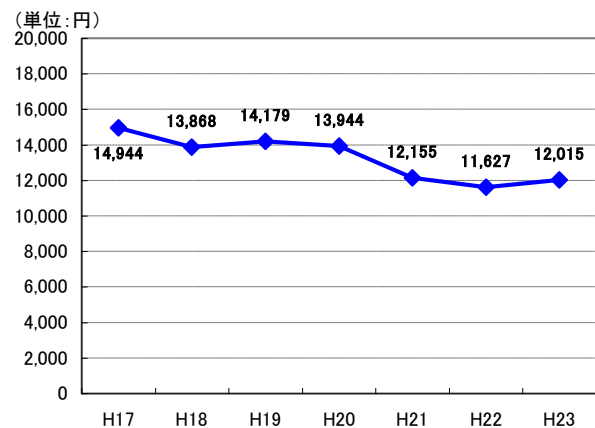


図 3.5 林業担い手対策事業における林業労働者長期就労日数の推移

- ③ 平成 22 年度の耕地面積は 3,224ha となっており、森林面積同様、旧京北町の合併により、平成 16 年度と比較し約 2 割増加し、その後は微減傾向

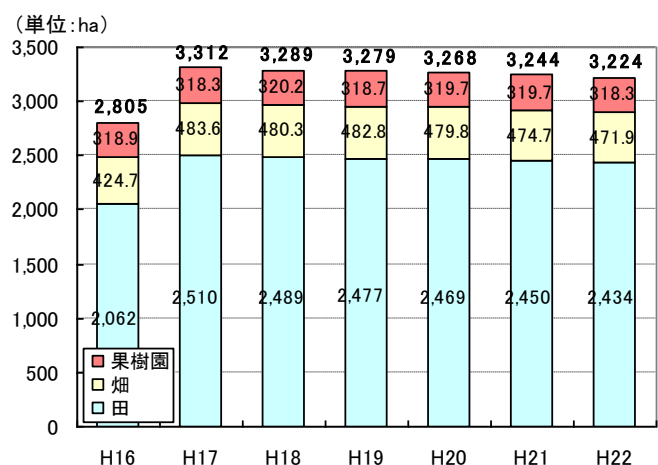


図 3.6 耕地面積の推移

- ④ 平成 21 年 11 月 1 日に比叡山が森林鳥獣生息地として設定され，平成 21 年度以降の鳥獣保護区数は 14 箇所

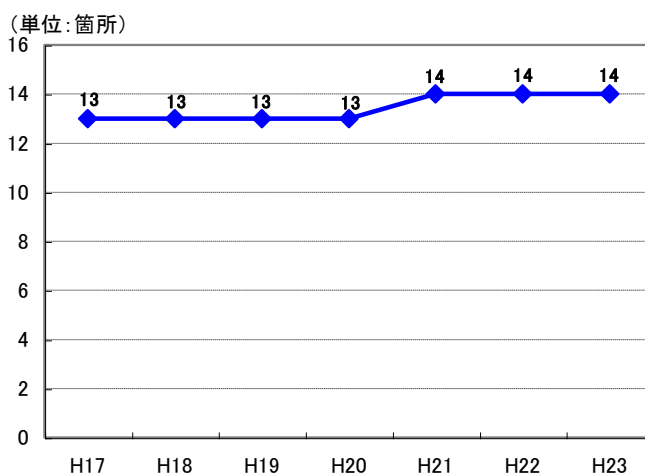


図 3.7 鳥獣保護区数の推移

- ⑤ 平成 23 年度の自然体験学習の場利用者数は 145,161 人であり，平成 20 年度までは増加傾向で推移していたが，その後減少傾向
基準年度(平成 16 年度)から 1.9%減少

- ・ 長期宿泊体験学習施設である「野外教育センター花背山の家」は，全小学校を含む団体が利用
- ・ 全市的な児童数の減少などにより前年度より 4,000 人減少

	小学生数	前年比増減人数 (増減率)
H20 年	73,304 人	—
H21 年	72,539 人	-765 人(-1.0%)
H22 年	71,930 人	-609 人(-0.8%)
H23 年	70,797 人	-1,133 人(-1.6%)
H24 年	69,664 人	-1,133 人(-1.6%)

※各年とも 5 月 1 日現在

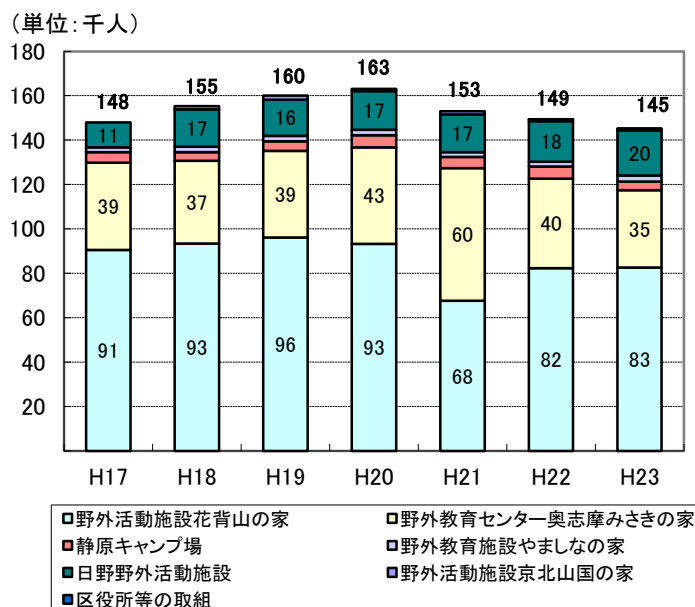


図 3.8 自然体験学習の場利用者数の推移

(2) 快適環境の確保

表 3.2 快適環境の確保に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
① 緑に係る市保全基準 (市街地)	%	↗	35 (H17)	35 (H17)	37 (H37)	—	—
② 1人当たり公園面積	m ² /人	↗	4.56 (H17)	4.73 (H23)	5.35 ^{※1} (H27) 10 (H37)	×	3.7% 増加
③ 市街地の緑被率 ^{※2}	%	↗	35 (H17)	35 (H17)	36 (H27) 37 (H37) ^{※3}	—	—
④ 景観地区(美観地区)指定面積	ha	→	1,956 (H17)	3,431 (H23)	—	—	75.4% 増加
⑤ 指定文化財等件数 ^{注12}	件	→	303 (H17)	330 (H23)	—	—	8.9% 増加
⑥ 親水性のある河川空間 の整備延長	m	↗	—	6,818 (H23)	—	—	—
⑦ 保存樹・保存樹林数	件	→	40 (H17)	38 (H23)	—	—	5.0% 減少

※1. 都市公園等(都市公園及び都市公園に類する公的オープンスペース(都市公園に準ずる機能を持つもの)の総称)の確保量を目標とする。

※2. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※3. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

- ① 緑に係る市保全基準(市街地) } は平成17年度から測定していない。
③ 市街地の緑被率 }

緑に係る市環境保全基準 市街地に係るもの 【基準値】緑被率を37%にすること。

京のみどり推進プラン(平成23年5月策定)に基づき、緑視率(人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合)を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

- ② 平成23年度における1人当たり公園面積は4.73 m²/人となっており、年々微増

【平成23年度に整備した公園】

- ・新設 (仮称)大藪公園(南区)
(仮称)新十条相深1号公園(伏見区)
向代公園(伏見区)
- ・再整備 橘公園(上京区)
梅小路公園(下京区)
柳の内公園(南区)
千石荘公園、嵯峨公園(右京区)
- ・公園区域拡張 岡崎公園(左京区)

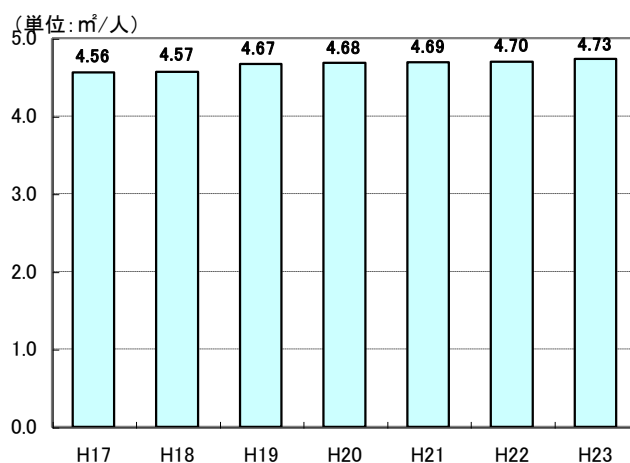


図 3.9 人口1人当たり公園等面積の推移

注12 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の合計。

【参考】政令指定都市市民一人当たり公園等面積

平成 23 年度の本市における 1 人当たり公園面積は 4.73 m²であり、都市公園法施行令において「住民 1 人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから公園の整備に努めている。

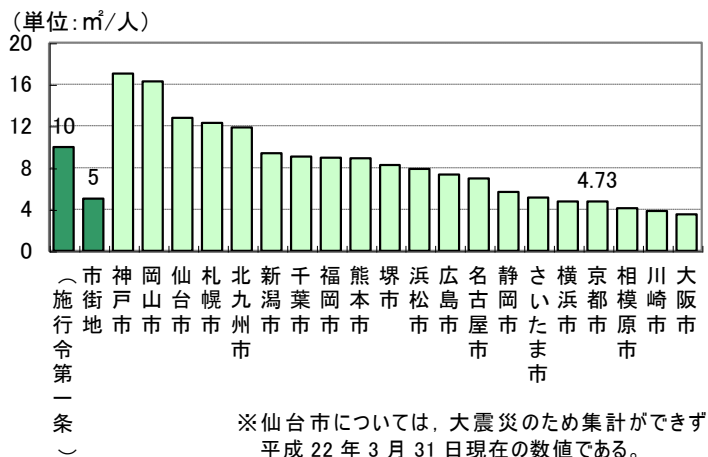


図 3.10 1 人当たり公園面積の比較

- ④ 景観地区（美観地区）指定面積は、平成 19 年 9 月 1 日から美観形成地区も含めることになったことから大きく増加、それ以降は横ばい

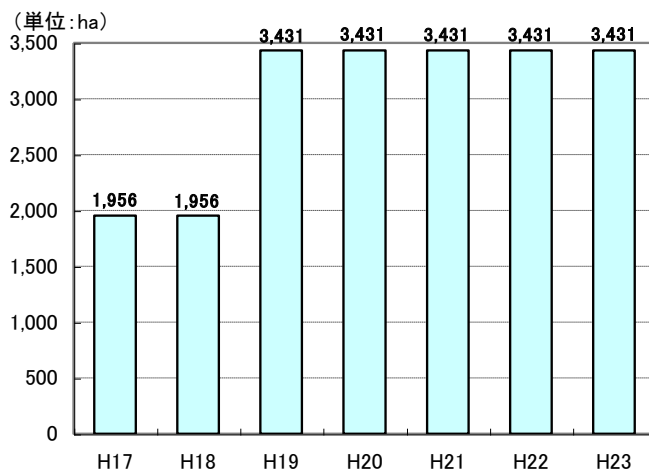


図 3.11 景観地区(美観地区)指定面積の推移

- ⑤ 平成 23 年度における市が指定する文化財等は 330 件となっており、前年度より有形文化財が 3 件増加（6 件を指定、3 件を国指定により市指定を解除）

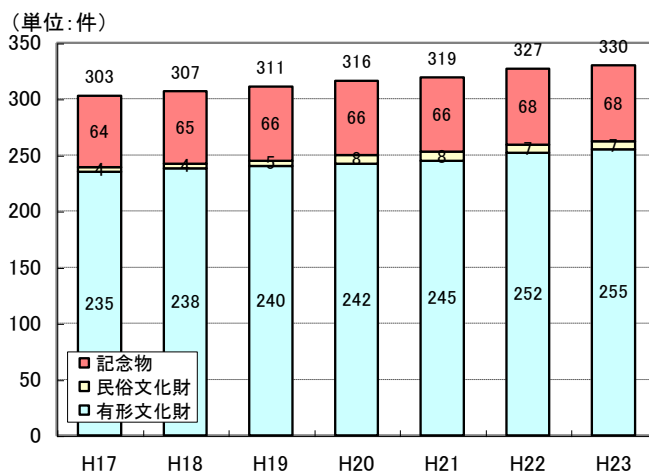


図 3.12 指定文化財等件数の推移

- ⑥ 親水性のある河川空間の整備延長は、平成 23 年度は累計 6,818m となっている。

【整備した主な河川】

- ・西羽束師川（本川）
- ・日野川
- ・高瀬川
- ・七瀬川
- ・堀川
- ・有栖川
- ・善峰川

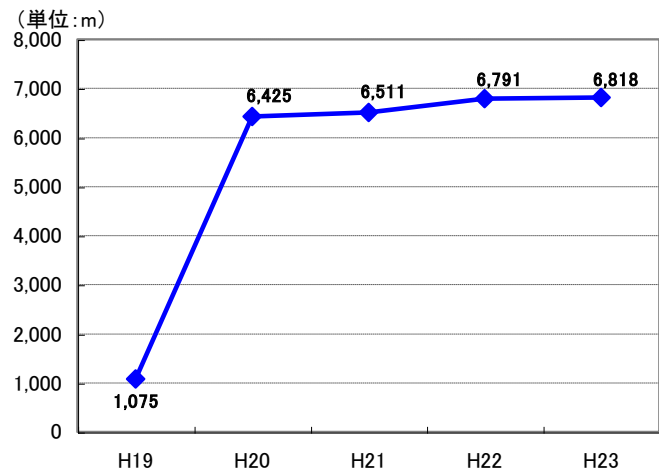


図 3.13 親水性のある河川空間の整備延長の推移

- ⑦ 保存樹・保存樹林数は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、京都市緑化推進協議会の推薦を受けて指定された樹木で、指定事業は平成 13 年度から開始し、平成 17 年度に終了

左京区（大蓮寺）にあるダイオウショウは枯損により平成 22 年 7 月に指定を解除

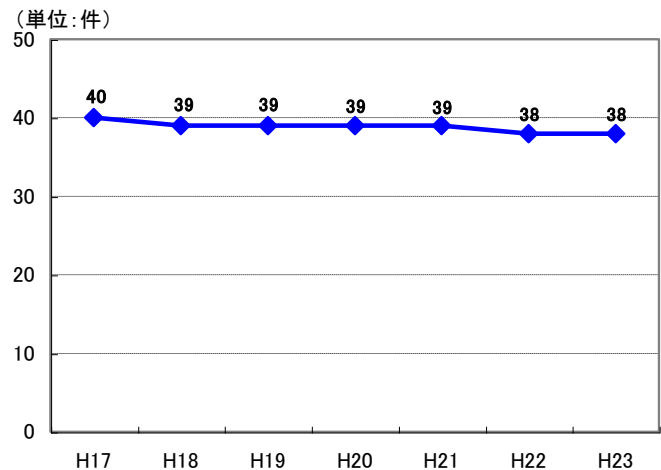


図 3.14 保存樹・保存樹林数の推移

【長期的目標4】 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
一般廃棄物対策の推進	【平成 23 年度の新規取組】 ・市民がエコ活動で得たポイントを商品等に交換できる仕組み「KYOTO エコマネー」を運用し、市民のエコ活動を促進し、京都から新たなごみ減量モデルを発信 ・市民の身近な場所で回収する移動式の資源回収事業等（移動式資源回収モデル事業）により、資源物の回収の拡大、有害・危険ごみの適正な処理を実施 ・家庭から排出される大型ごみの再使用についてのモデル実験「大型ごみのリユースモデル」の実施 ・事業ごみの排出ルールに関する知識や優良事例等を紹介する事業ごみ減量ニュースレターを事業者配布（平成 23 年 7 月から隔月1回） 【平成 23 年度まで継続している取組】 ・「京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」及びアクションプランに掲げる数値目標及びモニタリング指標の把握と把握方法の検証 ・ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制導入 ・生ごみ堆肥化等の活動を支援するため、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部助成 ・市民・事業者・行政のパートナーシップにより京都市ごみ減量推進会議を運営 ・業者収集マンションの入居者等に対して、分別率向上に向けたポスターやチラシ配布等の啓発を実施 ・容器包装リサイクル法におけるプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集を全市に拡大実施 ・定額制による助成制度を導入し、地域団体等によるコミュニティ回収を実施 ・レアメタル等の有用金属をリサイクルする小型家電リサイクルモデル事業を実施 ・「京都市エコイベント要綱」に基づき、イベント等のエコ化を推進 ・事業ごみの告示産業廃棄物の受入れを停止 ・大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理、資源化計画提出の義務化 ・チェーンストア等多量ごみ排出事業者への減量計画書提出義務化
産業廃棄物対策の推進	【平成 23 年度の新規取組】 ・「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づく、産廃処理業者情報公表制度の創設 【平成 23 年度まで継続している取組】 ・各種法令に基づき、産業廃棄物の排出事業者から処理状況や保管状況について各種届出・報告の提出を受けるとともに、立入検査や指導・啓発を実施 ・特定建設資材廃棄物の再資源化を行う建設リサイクル法に関する事前届出等を実施 ・再生利用可能な建設副産物の処理量ゼロを目指し、建設副産物の有効利用に向けた取組を実施 ・不法投棄の未然の防止等を図るため、音声啓発美化パトロールを中心とした不法投棄物、散乱ごみ等の収集・運搬を実施

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 一般廃棄物対策の推進

表 4.1 一般廃棄物対策の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比
①一般廃棄物市受入量 ^{注13}	トン	↓	574,021 (H20)	488,823 (H23)	470,000 (H27)	◎ 14.8% 減少
②一般廃棄物再生利用率 ^{注14}	%	↑	18.2 (H20)	21.3 (H22)	26 (H27)	○ 3.1ポイント 増加
③一般廃棄物市最終処分量 ^{注15}	トン	↓	92,391 (H20)	65,812 (H23)	39,000 (H27)	○ 28.8% 減少
④使用済てんぷら油 の回収拠点数・回 収量	回収拠点数	箇所	1,352 (H20)	1,647 (H23)	—	— 21.8% 増加
	回収量	ℓ	178,528 (H20)	195,512 (H23)	—	— 9.5% 増加

① 平成 23 年度の一般廃棄物市受入量は 488.8 千トンとなっており、基準年度（平成 20 年度）から約 8.5 万トン、14.8%減少。

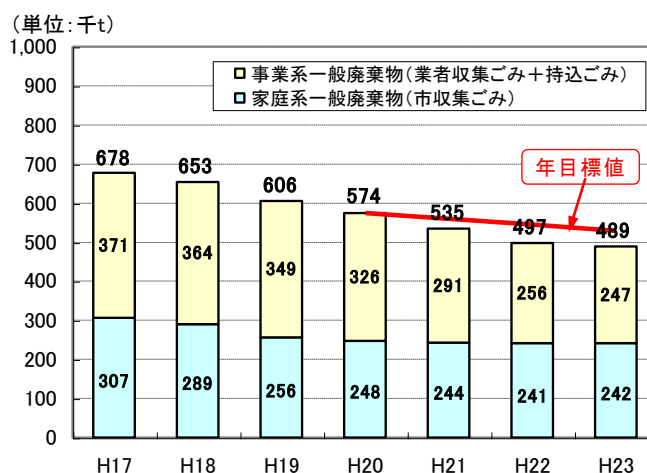


図 4.1 一般廃棄物市受入量の推移

②平成 22 年度の一般廃棄物再生利用率は 21.3%となっており、前年度より 1.0%増加

「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(平成 22 年 3 月策定)で設定した平成 27 年度、26.0%の達成に向け、さらなる取組を推進

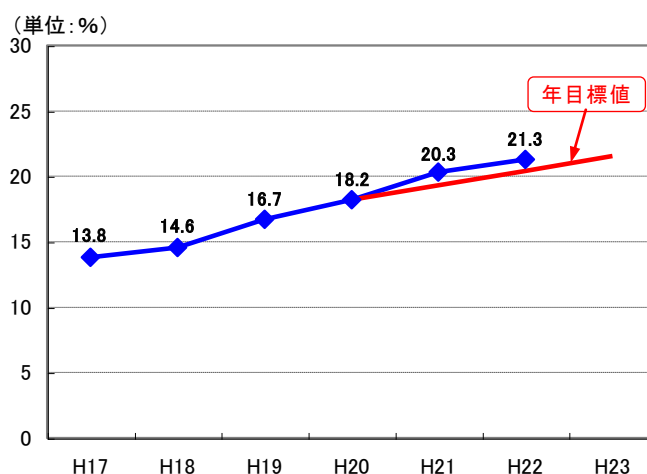


図 4.2 一般廃棄物再生利用率の推移

^{注13} 一般廃棄物市受入量は、家庭ごみ(燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみなど)と事業ごみ(業者収集ごみ、持込ごみの合計)

^{注14} 総排出量に占める、市による処理量のうちの資源回収量(破砕機からの鉄分回収、その他資源回収)と民間による資源回収量(家庭系(集団回収など)、事業系(大規模事業所など)、産廃系(建設廃材リサイクル))の合算量の割合。

^{注15} 市による処理のうちの埋立量(焼却残灰、不燃物)。

【参考】再生利用量及び資源ごみ収集量の推移

- ・資源回収量，集団回収や大規模事業所からの資源回収量は増加傾向で推移
- ・缶・びん・ペットボトルは平成 20 年度は横ばい，平成 19 年度から取り組んでいるプラスチック製容器包装は平成 20 年度以降は減少

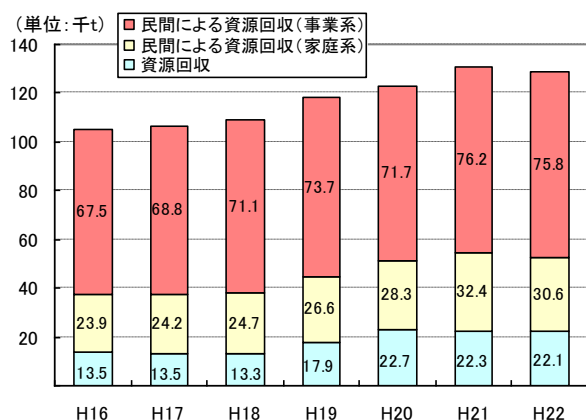


図 4.3 再生利用量の推移

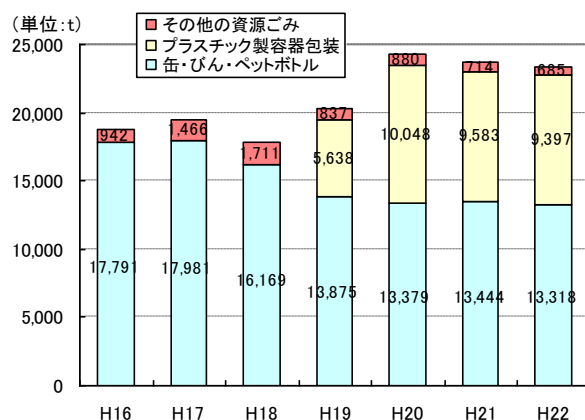


図 4.4 資源ごみ収集量の推移

- ③平成 23 年度の一般廃棄物市最終処分量は 65,812 トンとなっており，前年度から 3,950 トン減量したが，平成 23 年度の目標は未達成

「京都市循環型社会推進基本計画 (2009-2020)」(平成 22 年 3 月策定)で設定した平成 27 年度，39,000 トンの達成に向け，さらなる取組を推進

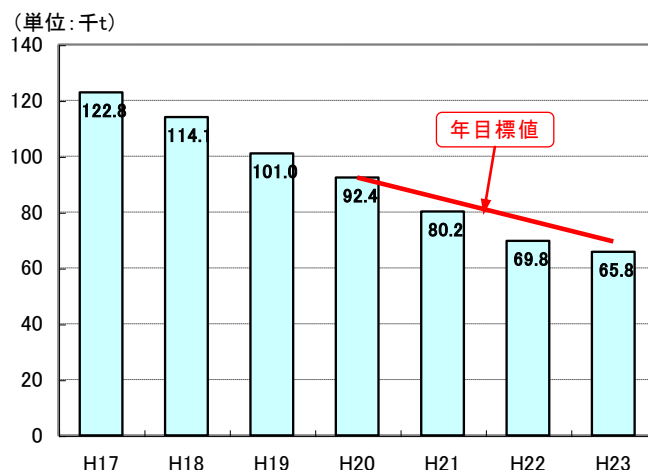


図 4.5 一般廃棄物最終処分量の推移

- ④使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量は 1,647 拠点，195,512ℓ となっており，年々増加

- ・ふれあいまつり等において仮設の回収拠点を設け，臨時の回収も実施

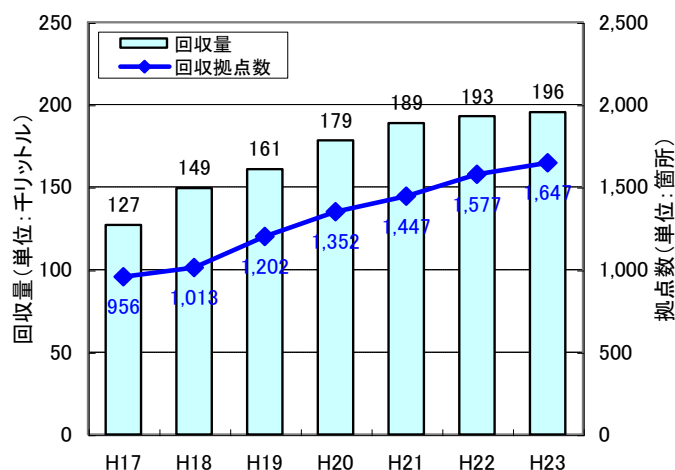


図 4.6 使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量の推移

(2) 産業廃棄物対策の推進 【H20 年度以降測定していないため前年度報告内容を再掲】

表 4.2 産業廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①産業廃棄物発生抑制率	%	↓	2,718 千トン (H20)	2,718 千トン (H20)	平成 20 年度に 比べ 7%減 (2,528 千トン) (H27)	—	—
②産業廃棄物再生利用率	%	↑	43.7 (H20)	43.7 (H20)	45 (H27)	—	—
③産業廃棄物埋立処分率	%	↓	4.3 (H20)	4.3 (116 千トン) (H20)	2.8 (H27)	—	—

①平成 20 年度の産業廃棄物発生量は
2,718 千トンとなっており，前回調査
時の平成 13 年度から若干減少

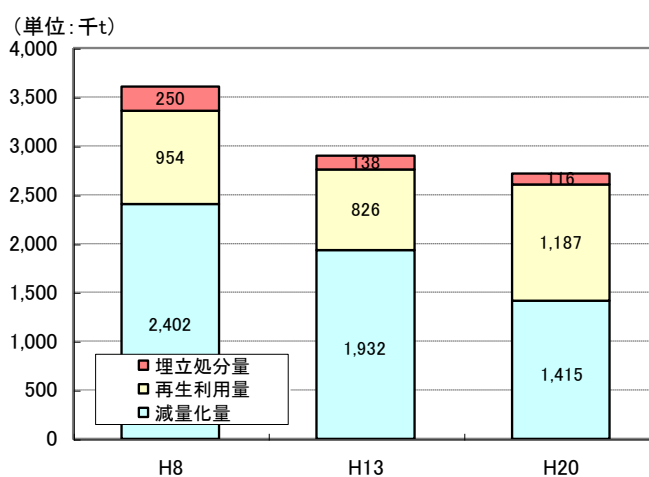


図 4.7 産業廃棄物発生量の推移

②平成 20 年度の産業廃棄物再生利用率
は 43.7%となっており，前回調査時の
平成 13 年度の 28.5%から大きく増加

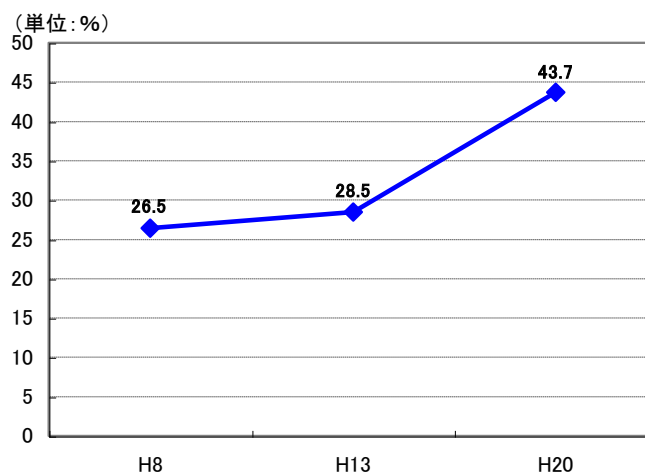


図 4.8 産業廃棄物再生利用率の推移

【参考】 産業廃棄物再生利用量の内訳、建設業及び製造業の再生利用率の推移

- ・ 再生利用された産業廃棄物の量は、建設業及び製造業で全体の 93%
- ・ 建設業の再生利用率は 69.6%から 92.4%へ、製造業は 22.4%から 42.2%へ上昇

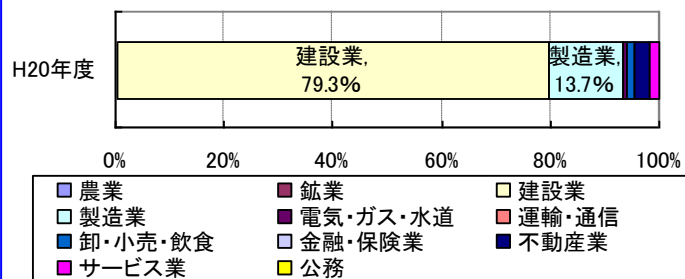


図 4.9 産業廃棄物再生利用量の内訳(平成 20 年度)

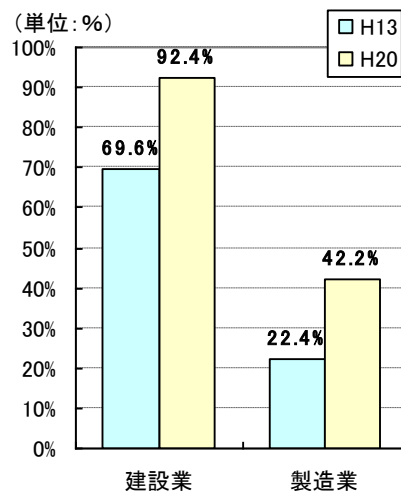


図 4.10 建設業及び製造業の再生利用率の推移

③平成 20 年度の産業廃棄物埋立処分量は 116 千トンとなっており、前回調査時の平成 13 年度の 138 千トンから若干減少

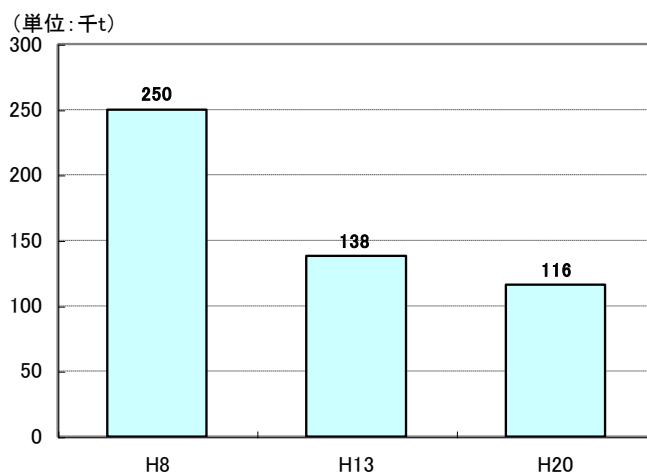


図 4.11 産業廃棄物埋立処分量の推移

【長期的目標5】 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
環境教育・学習の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・京エコロジーセンターにおいて様々な環境学習の取組を実施 ・ごみ処理・再資源化施設等の環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を開催 ・京都市青少年活動センターでの取組やゴールデン・エイジ・アカデミーにおける環境問題講座を実施 ・小中総合支援学校において環境教育スタンダード(ガイドライン)に基づく取組を実施 ・省エネや KES 学校版等, 環境に関する取組の実践・成果に応じたポイントで学校予算を配分する「みやこ学校エコマイレージ」を実施 ・自然生態系を復元する学校ビオトープ, 屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン, 風力発電装置の整備を実施 ・子どもの視点からライフスタイルを見直し, エコライフの実践継続を図ることもエコライフチャレンジ推進事業を実施
環境保全活動の促進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・環境の保全に貢献する活動を実践している個人, 団体を顕彰する京都環境賞の取組を実施 ・事業者の ISO14001 や KES 等の環境マネジメントシステムを認証取得・維持を推進する取組を実施 ・「京都市認定エコイベント要綱」に基づくイベント等の開催 ・「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し, 市民, 事業者, 行政との協働により, まちの美観を損なうものの一掃に向けた取組を実施
広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・京のアジェンダ 21 フォーラム等を通じた取組を実施 ・各区において, 環境パートナーシップ事業や環境の保全等に関する個性あふれる区づくり推進事業, 環境情報の提供等を実施
環境関連産業の育成と技術開発の推進	【平成 23 年度まで継続している取組】 ・「ごみ減量」, 「低炭素化」及び「循環型社会」の構築等に関して, 優れた技術や先進的アイデアを有する市内の事業者等に対して, 事業資金を助成し, 環境分野の技術集積を図る(京の環境みらい創生事業) ・国際的に競争力のある「京都環境ナノクラスター」の形成を図る「地域イノベーションクラスタープログラム(グローバル型)」やバイオシティ構想事業を実施

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 環境教育・学習の推進

表 5.1 環境教育・学習の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比
①環境保全活動プログラム参加者数 ^{注16}	人	➡	193,617 (H16)	187,125 (H23)	—	— 3.4% 減少
②人材育成数 ^{注17}	人	➡	96 (H16)	187 (H23)	—	— 94.8% 増加
③環境関連施設利用者数 ^{注18}	人	➡	75,815 (H17)	87,434 (H23)	—	— 15.3% 増加

①平成 23 年度の環境保全活動プログラム参加者数は、187,125 人となっており、平成 22 年度から約 8,400 人減少

- ・全市的な児童数の減少などにより、平成 20 年度以降、「野外教育センター奥志摩みさきの家」等の体験学習参加者数が減少
- ・一方、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」では、平成 23 年度、全 173 校、約 11,000 名が参加しており、教員向けのフォローアッププログラムなども図られている。

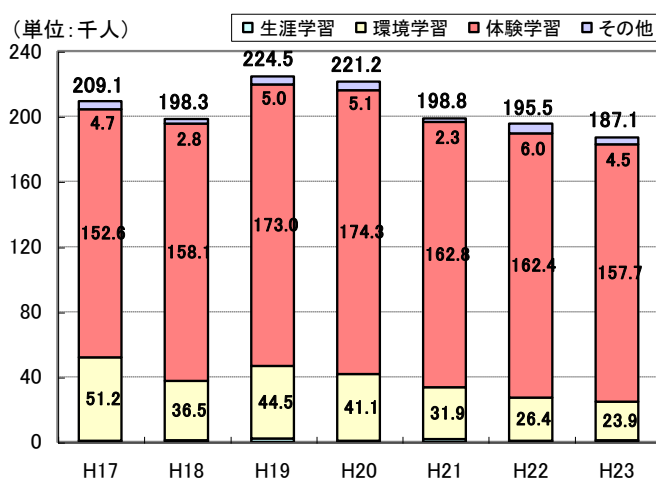


図 5.1 環境保全活動プログラム参加者数の推移

②平成 23 年度の人材育成数は 187 人となっており、平成 22 年度から 14 名減少

	H23 年度
京エコサポーター登録者数	81 人
自然エネルギー学校・京都	40 人
環境教育リーダー養成	31 人
新規エコメイト養成講座	13 人
環境ボランティア養成	12 人
地域環境活動コーディネーター	10 人

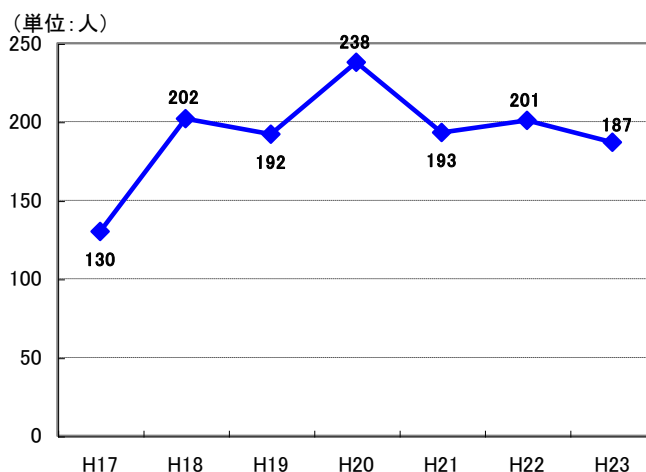


図 5.2 人材育成数の推移

^{注16} 環境まちづくり交流会等の講演会や、「ゴールデン・エイジ・アカデミー」「学びのフォーラム山科」など生涯学習の一つとしての環境学習への参加者、青少年科学センターや青少年活動センターが実施する環境学習や、生活環境教室・市民環境講座の参加者、自然体験学習の場の利用者及び京エコロジーセンターにおけるエコ学習や、その他環境学習関連事業への参加者数の合計。

^{注17} 京エコロジーセンターにおける新規エコメイト養成講座、環境保全活動人材養成事業（環境教育リーダー養成講座、インターン受け入れ等）の参加者数の合計。

^{注18} 京エコロジーセンター入館者数。

- ③平成 23 年度の環境関連施設利用者数（京エコロジーセンター入館者数）は 87,434 人となっており、前年度から約 1.9 万人増加し、開館来最高の入館者数
- ・イベント実施数 158 件、6,383 人参加(平成 22 年度：141 件、4,017 人)
 - ・青少年科学センターと連動したイベントの実施
 - ・折り込みチラシや地下鉄の中吊り広告、駅の看板広告等を積極的に活用し、新たな来館者を確保

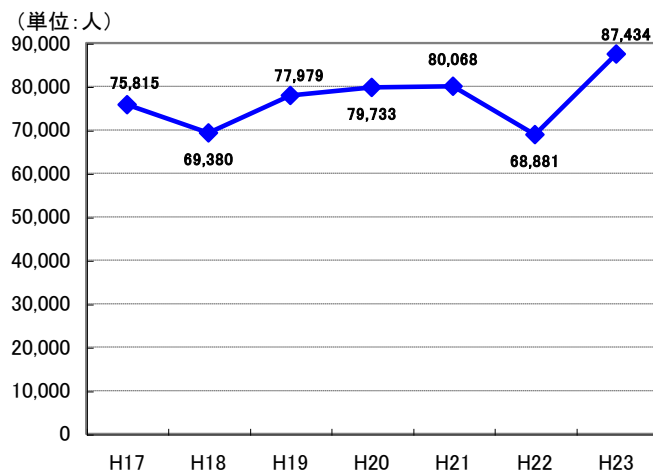


図 5.3 環境関連施設利用者数の推移

(2) 環境保全活動の促進

表 5.2 環境保全活動の促進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数	出講件数	件	10 (H16)	23 (H23)	—	— 130.0% 増加
	参加者数	人	260 (H16)	661 (H23)	—	— 154.2% 増加
②こどもエコクラブ 参加団体・参加者数	参加団体数	団体	18 (H16)	10 (H23)	—	— 44.4% 減少
	参加者数	人	779 (H16)	835 (H23)	—	— 7.2% 増加
③KES 認証取得(保有)件数	団体	件	389 (H16)	1,689 (H23)	—	— 334.2% 増加
④民間団体数 ^{注19}	団体	件	71 (H16)	79 (H23)	—	— 12.7% 増加
⑤エコイベント登録数 ^{注20}	件	件	15 (H22)	84 (H23)	100 (H27)	◎ 460.0% 増加

- ①平成 23 年度の京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数は 23 件、661 人となっており、昨年度と同水準であるが、ピークであった平成 18 年度から大きく減少

なお、平成 17 年度から 19 年度にかけては、廃棄物関係（有料指定袋導入）のテーマが多かった。

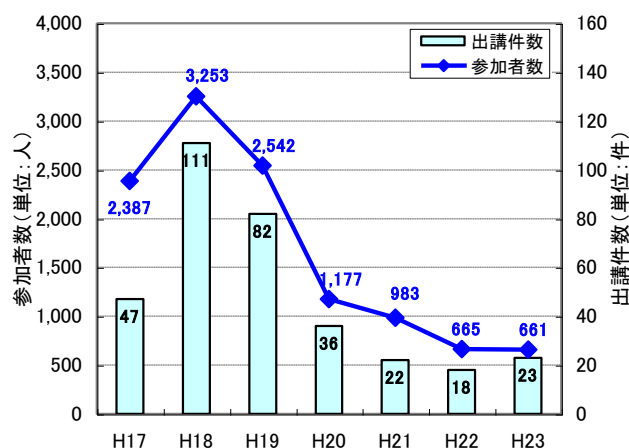


図 5.4 京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数の推移

^{注19} 独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による京都市内の環境保全に取り組む団体数。

^{注20} エコイベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し(展示会、講演会、シンポジウム等)、行事等で特に環境に配慮した取組を実施するもの。

- ②京エコロジーセンターでは、環境省「こどもエコクラブ」事業^{注21}の京都市事務局を受託（平成 23 年度は(財)日本環境協会から受託）しており、平成 23 年度は 10 団体、835 人が参加

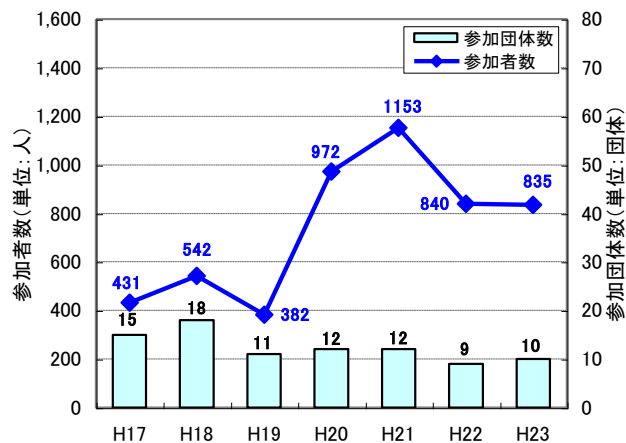


図 5.5 こどもエコクラブ参加団体・参加者数の推移

- ③KES 認証取得(保有)件数^{注22}は、平成 23 年度末時点の認証取得（保有）件数は 1,689 団体となっており、年々増加

- ・市内事業者に対する KES 説明会の開催
- ・「環境マネジメントセミナー」の開催

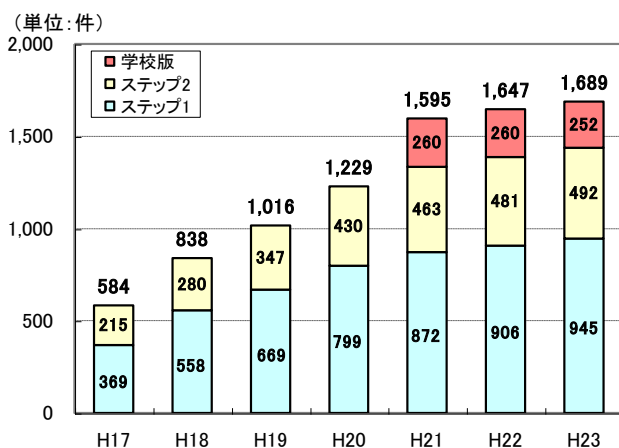


図 5.6 KES 認証取得(保有)件数の推移

- ④平成 23 年度における環境保全に取り組む民間団体数は 79 団体となっており、平成 22 年から 1 団体が減少^{注23}

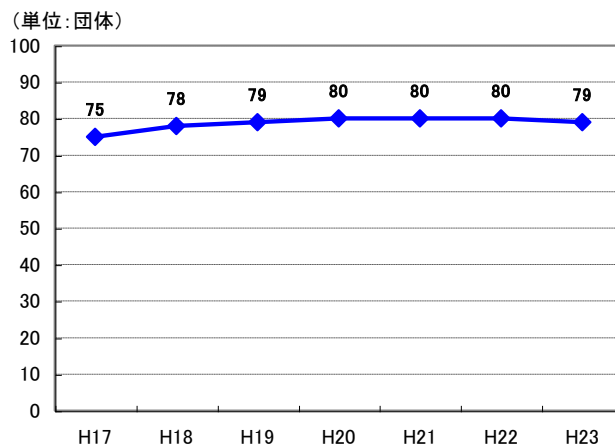


図 5.7 民間団体数の推移

- ⑤平成 23 年度のエコイベント登録数は 84 件
第一市場「鍋まつり」などでリユース食器「お試しキャラバン」を実施
リユース食器利用促進助成制度利用件数：23 イベント

^{注21} 環境省における「こどもエコクラブ」事業は平成 23 年 3 月 31 日をもって終了し、現在は(財)日本環境協会に引き継がれている。こどもエコクラブは、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加でき、子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる活動に取り組んでいる。

^{注22} KES(KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)とは、ISO14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組める環境マネジメントシステムの規格。

ステップ 1:環境問題に取り組み始めた段階 ステップ 2:将来 ISO14001 の認証取得を目指す段階

^{注23} 平成 20 年度までは、全国の環境 NGO・NPO を毎年一斉に調査していたが、平成 21 年度から全国を 8 地域に分類し調査している。京都府については、平成 23 年度に調査実施。

(3) 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進

表 5.3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①市環境政策局ホームページアクセス件数	千件	↗	—	3,505.0 (H23)	—	—	—
②環境政策局が所管する審議会等の公募委員数	人	↗	4 (H16)	10 (H23)	—	—	150.0% 増加

①平成 23 年度の市環境政策局のホームページにアクセスした件数は 3,505.0 千件（1 日当たり約 9,600 件）となっており、年々増加

- ・インターネットが普及し、情報入手のための主なツールとなっている。

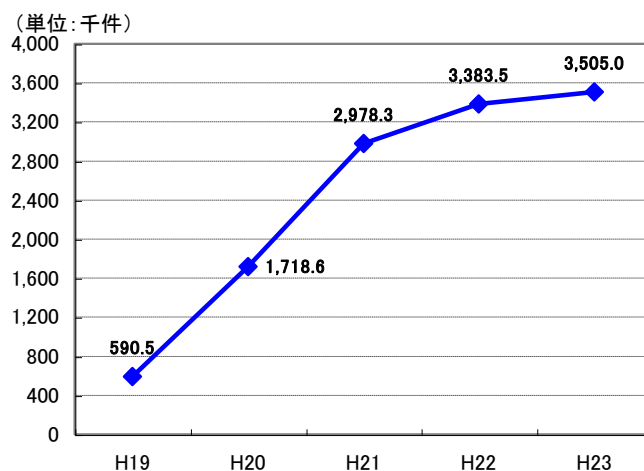


図 5.8 市環境政策局ホームページアクセス件数の推移

②平成 23 年度における環境政策局が所管する審議会等は 6 つあり、公募委員数は 10 人となっており、平成 17 年度以降は年々増加

	H22	H23
京都市環境審議会	2 名	2 名
地球温暖化対策推進委員会	0 名	1 名
京都市廃棄物減量等推進審議会	1 名	1 名
京都市バイオマス活用推進会議	1 名	1 名
京都市ごみ収集業務評価委員会	3 名	3 名
京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会※1	3 名	—
京都市産業廃棄物 3R 推進協議会※2	—	2 名

※1 平成 22 年度末終了

※2 平成 23 年 8 月 10 日に設置

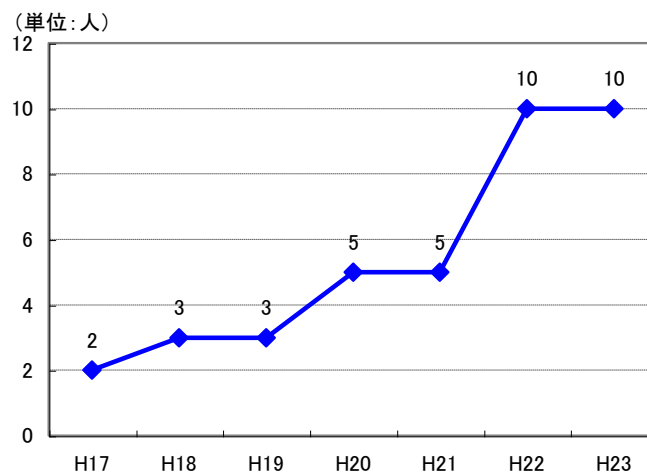


図 5.9 環境政策局が所管する審議会等の公募委員数の推移

(4) 環境関連産業の育成と技術開発の推進

表 5.4 環境関連産業の育成と技術開発の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①京都バイオ産業技術フォーラム 注24 会員数	人	↑	378 (H16)	703 (H23)	—	—	86.0% 増加

①平成 23 年度における京都バイオ産業技術フォーラム会員数は 703 人となっており、年々増加

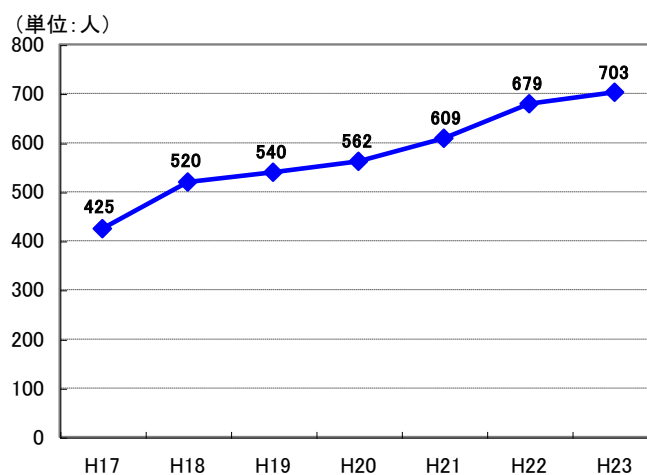


図 5.10 京都バイオ産業技術フォーラム会員数の推移

注24 京都バイオ産業技術フォーラムは、京都に集積する大学、企業、行政等が一体となって、事業化に向けた研究成果の交流、バイオ分野に関する意見交換、バイオに関する市民 PR などを行うことにより、京都市におけるバイオ関連産業の振興を図ることを目的に設置されたフォーラムである。